

平成28～30年度

東社協 中期計画

—協働を進め、地域の課題解決力を高める—

# 平成28～30年度 東社協 中期計画

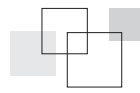
—協働を進め、地域の課題解決力を高める—



東京都社会福祉協議会



社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会  
つなげる笑顔のかけ橋



# 目 次



## I 計画の特徴

① この計画の特徴	2
② これまでの中期計画の総括	4
③ 計画策定にあたってふまえた社会情勢等	6

## II めざすべき地域社会の姿と東社協の基本的な役割

① めざすべき地域社会の姿	10
② 東社協の5つの基本的な役割	12
図 めざすべき地域社会の姿と東社協の基本的な役割	14

## III 重点目標と重点事業

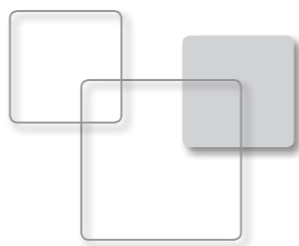
平成28～30年度 東社協中期計画 重点目標・重点事業	18
重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり	
1-① 社会福祉法人の連携による地域公益活動推進への支援	20
1-② 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策の推進	22
1-③ 地域の課題解決力を高める経営支援の強化	24
重点目標2 地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり	
2-① キャリアパスを活かした福祉人材の確保・育成・定着の推進	26
2-② 次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と幅広い参加の促進	28
重点目標3 災害に強い福祉の備わった地域づくり	
3-① 「災害に強い福祉」推進事業	30
法人基盤強化の重点目標 横断的な課題への対応力と提言力の強化	
法人基盤強化-① 地域福祉推進委員会ならびに施設部会連絡会の活性化	32
法人基盤強化-② 中期計画推進会議	34



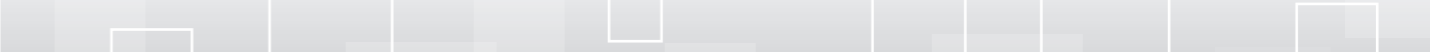
## IV 部室の中期事業目標と全ての事業における中期事業目標

① 部室の中期事業目標	38
(1) 総務部	38
(2) 福祉部	38
(3) 地域福祉部	38
(4) 福祉資金部	39
(5) 福祉振興部	39
(6) 民生児童委員会	40
(7) 東京ボランティア・市民活動センター	40
(8) 東京都福祉人材センター 研修室	40
(9) 東京都福祉人材センター 人材情報室	40
(10) 東京都福祉人材センター 人材対策推進室	41
(11) 福祉サービス運営適正化委員会事務局	41
② 全ての事業における中期事業目標	42
(1) 安全・安心と自立生活支援の推進	42
(2) 福祉水準の向上と幅広い参加の促進	43
(3) ネットワークの構築と協働	46
(4) 地域の取組みの支援と普及	48
(5) 情報発信と提言	48
(6) 法人基盤の強化	49
☒ 部室の中期事業目標の協働関係	50

## V 計画の推進



# 計画の特徴



# 1 この計画の特徴

『平成28～30年度 東社協中期計画』は、次のような特徴をもった計画です。

## 特徴1

「めざすべき地域社会の姿（＝それぞれの地域課題を主体的に解決できる地域社会）」を設定し、都道府県圏域の社協として東社協は、その実現への取組みを多様な主体の協働により推進します。

<個別支援の視点>

一人ひとりが  
安心して見通しを  
持って暮らせる

<地域づくりの視点>

誰もが福祉力を高める  
ことで、地域の課題を  
主体的に解決できる

具体的には…

- 1 東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会
- 2 誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会
- 3 一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安全と安心を高め続ける地域社会
- 4 専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会
- 5 それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会

## 特徴2

さまざまな課題に対して優先的に取り組むべきことを明確にし、東社協らしさを発揮していくための<5つの基本的な役割>を整理しました。

1 安全・安心と自立生活支援の推進

4 地域の取組みの支援と普及

2 福祉水準の向上と幅広い参加の促進

5 情報発信と提言

3 ネットワークの構築と協働

## 特徴3

中期に達成すべき「重点目標」を設定するとともに、全ての事業が「中期目標」をもった取組みをすすめます。

### 重点目標

- 重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり
- 重点目標2 地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり
- 重点目標3 災害に強い福祉の備わった地域づくり

### 全ての事業が中期目標

11の部室がそれぞれに  
「部室中期事業目標」  
+  
全ての事業において  
「中期の事業目標」

## 特徴4

法人基盤の重点目標に「横断的な課題への対応力と提言力の強化」を位置づけ、そのために、「経営の安定化」と「職員育成の強化」をすすめます。

法人基盤の重点目標 **横断的な課題への対応力と提言力の強化**

将来にわたって安定的に  
東社協が求められる役割を  
果たすために…

- 横断的な課題に対応するための組織の活性化
- 各部室のマネジメント力の強化
- 新たな自主財源確保の推進

東社協の基本的な役割を  
果たしていくために…

- 職員育成の強化

これらの特徴は、次のようなことをふまえて設定しています。

# 2

## これまでの中期計画の総括

東社協では、平成5年に策定した『第1次中・長期計画』に始まり、これまでに右ページのように中長期計画または中期計画を策定して必要な取組みを行ってきました。

これらの取組みには、次のような成果と課題がありました。

### 成果

(1) 社会的に広く取組みが求められる今日的な課題への対応を重点事業としてとり上げ、新たなネットワークを構築しながら新しい取組みをすすめることができた。

- (例) 退院後、行き場を見つげづらい高齢者への支援の構築プロジェクト  
 暴力・虐待を生まない社会づくり  
 福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト  
 低所得世帯の子どものための情報支援構築プロジェクト  
 保育所待機児問題対策プロジェクト など

(2) 地域における課題解決のため、地域福祉コーディネーターや地区社協、区市町村ボランティアセンターを中心とした市民学習の取組みをすすめるとともに、(1)の課題について、できる限り、福祉施設・区市町村社協・民生児童委員等が連携して解決する取組みをすすめることができた。

### 課題

(1) 既存の事業に加えた重点事業を展開したため、計画後にその取組みを事業に落とし込むことが難しかった。

(2) 地域における課題解決が求められる中、区市町村社協や社会福祉法人を中心とした具体的な地域における事業展開につなげることができていない。

(3) 事業を中心とした中期計画をすすめてきており、横断的な課題に即応できる組織のあり方が課題となっている。また、東社協が将来にわたって安定的な役割を果たしていくための経営改善をすすめていくことが必要となっている。

※第3～5次の計画は、3か年における重点事業の実行計画として策定しましたが、この中期計画は全ての事業と法人基盤を対象とした「中期計画」として策定しています。

## 東社協におけるこれまでの中期計画

### 第1次

#### 第1次中・長期計画 (平成5～14年度)

- (1)総合企画機能、政策提言機能の強化
- (2)多様な福祉活動に対する条件整備の一層の推進
- (3)区市町村社協への支援機能の強化
- (4)関連領域との連携の推進
- (5)計画遂行のための東社協の活動基盤の強化

福祉八法改正をふまえ、地域福祉推進の強化と総合企画機能の発揮をめざした。

### 第2次

#### 第2次中・長期計画 (平成12～16年度)

- (1)東社協会員制度・会員組織の再編
- (2)東社協事業と財政（再構築・新規事業）

介護保険制度の導入をふまえ、多様な主体が参画する新たな会員制度と協議の場の構築をめざした。

会員のための活動を行う団体としてのイメージではなく、都民・利用者の福祉の向上をめざす団体としての評価を得る取組みをすすめる必要があった。(平成17～20年度)

### 第3次

#### 東社協3か年アクションプラン (平成19～21年度)

- (1)アクションプラン（13事業）
- (2)アクションプランを推進するための基盤整備

「利用者本位」を軸に「ウィングを広げる」をキーワードに都民や企業の福祉参加の促進をめざした。

### 第4次

#### 東社協 新3か年計画 (平成22～24年度)

- (1)社会的に広く取組みが求められている課題への対応（4事業）
- (2)福祉人材の定着・育成の取組み（4事業）
- (3)地域における諸課題への対応（1事業）
- (4)都民の福祉参加と理解の促進（1事業）
- (5)部会及び連絡会活動の充実と強化（1事業）

リーマン・ショック後に「福祉基盤」を改めて強化することと、「待機児」「子どもの貧困」「退院後の高齢者」などの社会問題の解決に東社協が役割を果たせることをめざした。

### 第5次

#### 東社協 第3期3か年計画 (平成25～27年度)

- (1)社会的に広く取組みが求められている課題への対応（4事業）
- (2)福祉人材の確保・育成の取組み（3事業）
- (3)地域における諸課題をふまえた取組み（1事業）
- (4)新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進（1事業）
- (5)災害時の福祉施設における地域の要援護者支援の構築（1事業）

引き続き、「福祉基盤」を改めて強化することとした。部会活動と連携するとともに、地域福祉コーディネーターが育ってきた区市町村社協と一体となって課題解決に取り組むことをめざした。





# 3 計画策定にあたってふまえた社会情勢等

## (1) 社会福祉法人制度改革

改正社会福祉法では、社会福祉法人制度改革として、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務を社会福祉法人に求めている。

## (2) 地域包括ケアシステム

平成27年4月に施行した改正介護保険法では平成28年度末までに市町村による生活支援事業の実施を予定するとともに、医療と介護の連携の推進もめざされている。こうした中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが必要となっている。

さらに、平成27年9月に厚生労働省が発表した『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』では、多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築をめざしている。

## (3) 生活困窮者の自立支援

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、同制度では施行から3年後に制度の見直しを予定している。

## (4) 保育所待機児解消

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートした。そうした中で、東京都では特に平成29年度末までの保育所待機児解消をめざしている。

## (5) 社会的養護

国の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において、平成28年3月に児童福祉法改正を見据えた提言が行われている。

## (6) 子どもの貧困対策

内閣府の子どもの貧困対策会議では、平成27年12月に「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援応援プロジェクト」「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を柱とした「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめている。

## (7) 障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法

平成28年4月から障害者差別解消法の施行が予定されており、権利擁護の一層の推進が求められている。また、障害者雇用促進法も平成28年4月から改正され、合理的配慮の提供義務が加わる。

## (8) 民生委員制度創設100周年

平成29年に民生委員制度創設から100周年を迎える。新しい時代の地域社会における民生児童委員活動について、東京都民生児童委員連合会でも『東京版活動強化方策』の策定を予定している。



## (9) ボランティア活動のすそ野

平成32年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されている。東京都では、大会を契機にその後も見据えて地域にボランティア文化が定着することをめざしている。

## (10) 地域福祉コーディネーター等

地域では、区市町村社協の地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーター、介護保険法に基づく生活支援コーディネーター、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援員など、さまざまな地域のつなぎ役が登場している。

## (11) 災害への備え

東京都では、平成26年12月に「東京の防災プラン」を策定している。同プランでは、平成32年（2020年）を目標に、自助・共助・公助による災害対応力が備わっている都市の構築をめざしている。

## (12) 人口減少社会にゆるぎない地域社会の担い手

東京都はこれから人口減少社会に突入していく。今後の人口構成は以下のように推計されている。その中で、引き続き、キャリアパスを活かした人材育成等による質の高い福祉人材の確保・育成・定着とそのすそ野の拡大として新たな層の参加が必要となっている。

表 東京都における人口推計

	平成27年度	平成32年度	平成37年度
高齢者人口（65歳以上）	308万人（23.1%）	324万人（24.3%）↑	332万人（25.2%）↑
生産年齢人口（15～64歳）	879万人（65.8%）	865万人（65.0%）↓	854万人（64.9%）↓
年少人口（15歳未満）	148万人（11.1%）	142万人（10.7%）↓	131万人（9.9%）↓
総人口	1,335万人	1,331万人↓	1,317万人↓

# II

## めざすべき地域社会の姿と 東社協の基本的な役割



# 1

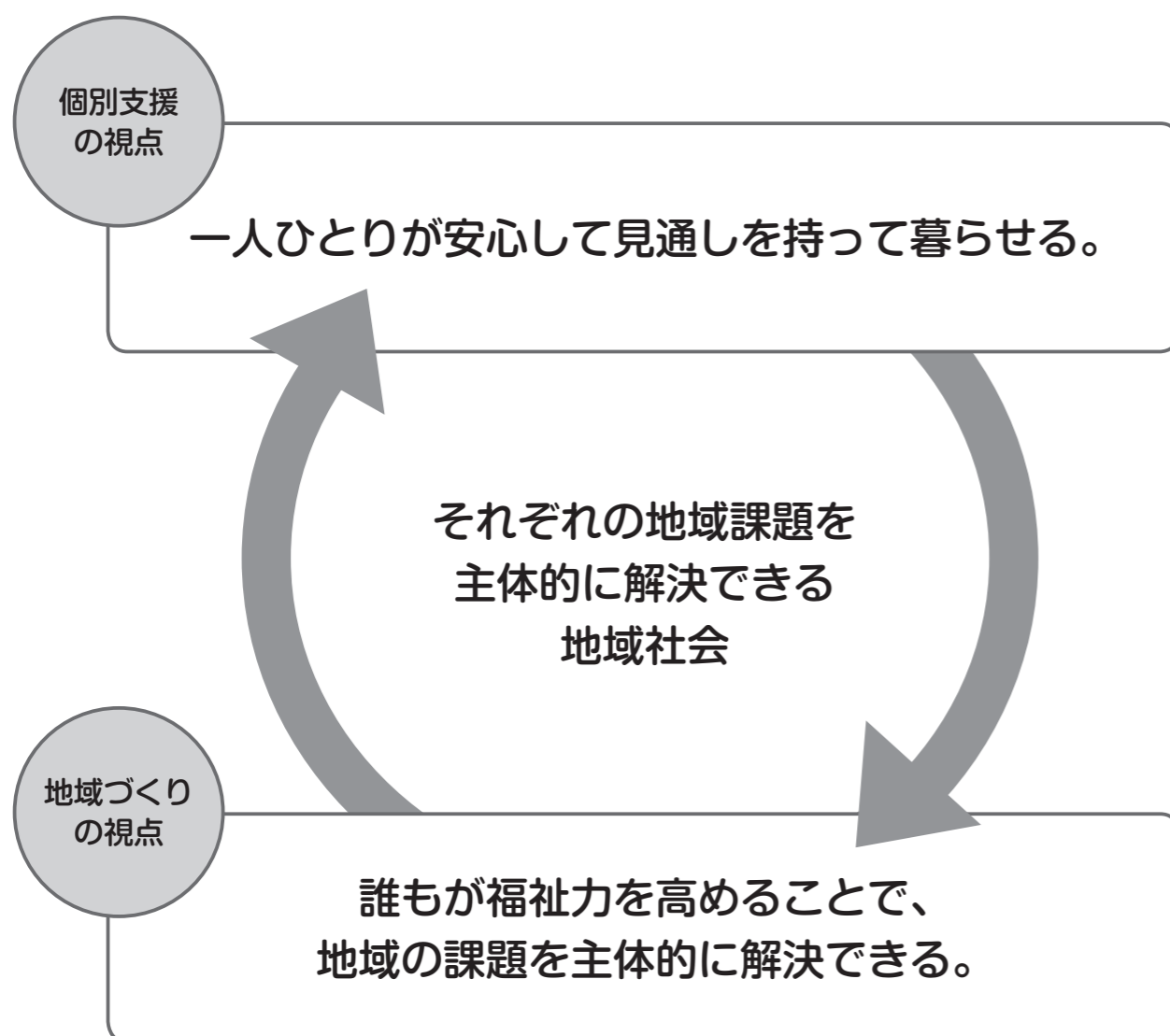
## めざすべき地域社会の姿

大都市の東京とはいえ、62の区市町村があり、それぞれの地域に特性があります。

東京は大きく分けても「23区」「多摩」「島嶼」でも地域社会の姿に違いがあります。地域特性に応じて、それぞれが豊かな地域社会となることが望めます。

そうした中、都道府県圏域の社協としての東社協は、それぞれの地域特性に応じて幅広い参加と協働によって誰もが「安心な暮らし」に見通しをもつことができる右ページのような地域社会の実現をめざします。

その際、次の2つの視点を基本としています。



## めざすべき地域社会の姿

### 1 東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会

世帯規模も小さく、さまざまな人が暮らす東京では既存の制度で対応できないニーズが生じやすくなっています。東社協は、既存の制度の枠組みに捉われず幅広い参加を得ながら「東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会」の実現をめざします。

### 2 誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会

個別支援を通じて把握される課題は、分野を超えてライフステージを横断する課題であることも少なくありません。東社協は、個別支援と幅広い協働による地域づくりがつながり、課題を解決したり、その発生を未然に防ぐことにより「誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会」の実現をめざします。

### 3 一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安心と安全を高め続ける地域社会

日常生活を営む中で基本的な権利として当然認められるべきことが行使できない方やさまざまな事情により生きづらさを抱えて暮らしていることが少なくありません。また、災害や生活困窮、高齢者、障害者、子ども、女性などへの虐待等は、安心な暮らしを妨げます。東社協では、地域社会における幅広い協働により「一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安心と安全を高め続ける地域社会」の実現をめざします。

### 4 専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会

福祉基盤を強化なものとしていくためには、福祉人材がいきいきと活躍するとともに、社会福祉法人が地域のニーズに対応する存在として専門性を発揮し、企業やNPOなどの多様な主体や民生児童委員が活動しやすく、また、地域住民が主体的に支え合う活動が望めます。東社協、こうした活動が主体的につながりあい、「専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会」の実現をめざします。

### 5 それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会

それぞれの地域にあるニーズと社会資源の特性をふまえて、課題の解決のために必要な取組を新たにつくっていくことが求められます。東社協は、地域における幅広い参加と協働を通じて「それぞれの地域におけるニーズの主体的な解決策を開発する地域社会」の実現をめざします。





# 2

## 東社協の5つの基本的な役割

「めざすべき地域社会」を実現していくため、東社協の「5つの基本的な役割」を設定しました。これは、東社協を構成するネットワークの協働をさらに一層すすめる観点から、これまでも事業計画の柱立てとして掲げてきた役割を組み合わせ、5つに再整理したものです。

また、これら「5つの基本的な役割」は、都道府県圏域の社協である東社協らしさを発揮するために設定しています。これらの役割を通じて「それぞれの地域課題を主体的に解決できる地域社会」を実現していくことが必要であり、発揮すべき役割の具体的な内容について精査を重ね、「東社協らしさ」を確立していくことをめざしていきます。

1

### 安全・安心と自立生活支援の推進

…都民の安全・安心を高め、自立生活の支援を推進する役割

大都市の特性もふまえ、災害や権利擁護、生活困窮などに対応して自立生活をめざす取組みを推進するとともに、そのリスクを未然に防ぐ取組みを推進する役割を担います。

3

### ネットワークの構築と協働

…幅広いネットワークを構築するとともに、その協働を進める役割

幅広く多様なネットワークを構築するとともに、ネットワーク同士による課題を解決するための協働を進める役割を担います。

2

### 福祉水準の向上と幅広い参加の促進

…福祉水準を向上させるとともに、新たな層の理解と参加を促進する役割

東京の福祉基盤を強固なものとするべく、福祉を担う法人、施設・事業者、団体への経営支援と担い手となる人材の確保と育成に努めるとともに、さらなる地域の課題に対応していくためのすそ野を広げる役割を担います。

4

### 地域の取組みの支援と普及

…区市町村社協等と協働し、各地域の取組みを推進する役割

地域におけるさまざまな展開を区市町村社協等と協働して推進することを基本に、各地域における取組みを推進し、また、その取組みを広げる役割を担います。

5

### 情報発信と提言

…東京の福祉課題の実態を把握し、それを情報発信・提言する役割

幅広いネットワークとの協働を活かして、東京の福祉課題の実態を把握してその解決策を提案し、解決に向けた動きを構築する役割を担います。

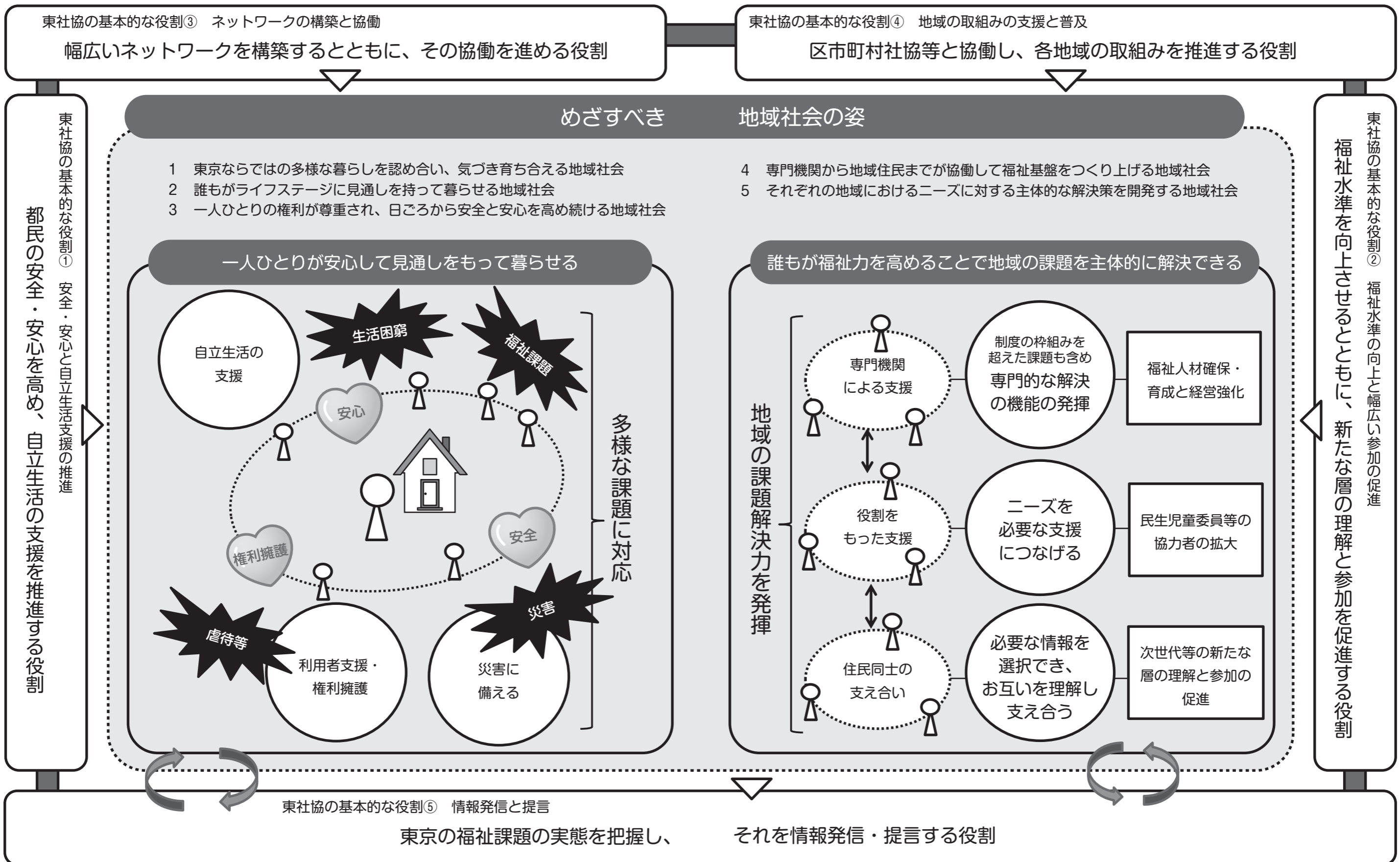
東社協らしさを発揮するための

## 「5つの基本的な役割」

「めざすべき地域社会」と「東社協の基本的な役割」の関係は、次のようになります。



図 めざすべき地域社会の姿と東社協の基本的な役割





---

# Ⅲ

## 重点目標と重点事業

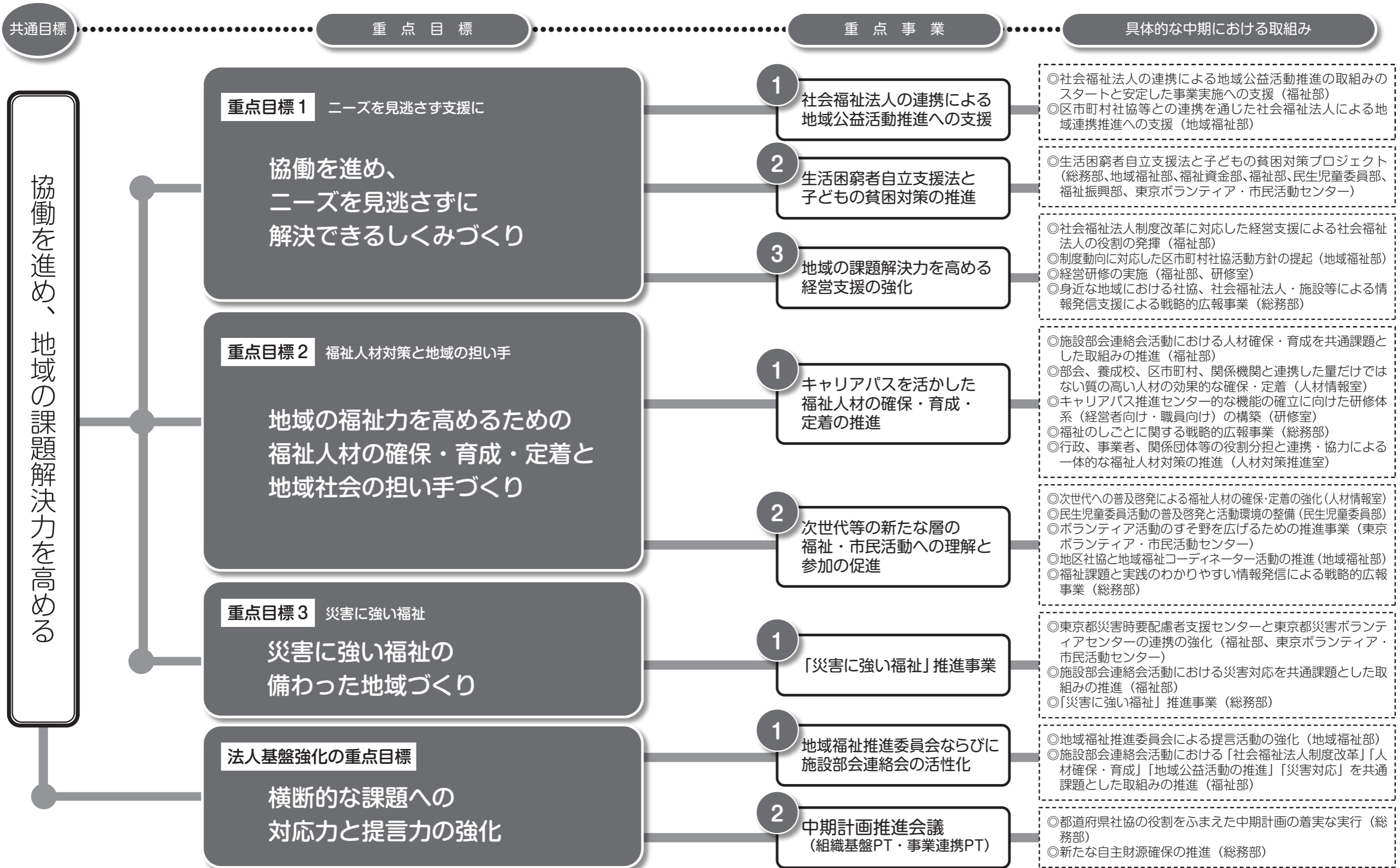
---



# 平成28～30年度 東社協中期計画 重点目標・重点事業

『平成28～30年度 東社協中期計画』では、以下の3つの重点目標に基づく6つの重点事業と法人基盤の強化に

取り組んでいきます。





**重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり**

**1-① 社会福祉法人の連携による地域公益活動推進への支援**

**【重点事業】**

地域社会においては、家族形態が変化しニーズが多様化するとともに、年齢や種別ごとに専門分化した社会福祉制度などを背景に、これまでの制度の枠組みでは支援することが難しい「制度の狭間の課題」「複合的な課題」が増加しています。厚生労働省が平成27年9月に発表した『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』においても、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、制度ごとのサービス提供を行っていく中で複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等が難しくなっていることが指摘され、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供など、多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築がめざされています。

東社協社会貢献事業検討委員会では、平成27年3月に『東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業について』（中間のまとめ）において、社会福祉法人が地域の関係者とともにネットワークを組み、「制度の狭間の課題」「複合的な課題」に対してサービスの創造と支援を行うことで、地域で必要とされる役割を果たすべく、「社会福祉法人の連携による社会貢献事業」を打ち出しました。その実施に向けた考え方として、「社会福祉法人の主体的な取り組み」「3つの層によるしくみ」「資源とニーズを一体的に見る視点」「地域特性をふまえたスキームと柔軟な事業構築」「社会福祉法人のネットワークづくりから開始」「社会福祉法人のネットワークを基盤としたプラットフォームづくり」「できるところから始めて最終的に東京都全域で実施」の7つの方向性を提示しました。

平成27年度はこの中間のまとめをふまえた取り組みをすすめ、平成28年3月現在で25区市において社会福祉法人によるネットワークづくりがすすむとともに、会員施設等への普及啓発、地域のニーズに応える取り組みに関する情報発信に取組んできました。そして、それらの取り組みをふまえた最初の広域連携事業として、「はたらきたいけれど、はたらきにくい人」に対して社会福祉法人の事業所が「はたらく場」を提供することを支援する「はたらくサポートとうきょう（仮称）」の実施に向けた検討をすすめてきています。また、改正社会福祉法により平成28年4月から社会福祉法人に対して「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が位置づけられることもふまえ、それまで検討してきた「社会貢献事業」を「地域公益活動」とし、平成28年度以降は、社会福祉法人が主体的に構成する「地域公益活動推進協議会」（仮称）による取り組みを推進していくこととします。

**1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）**

- 多くの社会福祉法人が主体的に「地域公益活動推進協議会」（仮称）に参加できるためのしくみづくりを支援する。また、平成28年度から広域連携事業を開始して早期に事業運営が安定的な軌道に乗ることを支援し、広域連携事業によって地域を超えた課題が解決されることをめざす。
- 区市町村社協とともに社会福祉法人による地域連携を支援し、区市町村域における社会福祉法人によるネットワークづくりが全般的に広がることを支援する。また、その取り組みが地域のニーズを共有して連携により解決するステージへとすすみ、ニーズを見逃さずに解決できる地域社会が構築できることをめざす。

**2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点**

- 身近な地域で安心して自立生活をめざすことができるよう、特に制度の狭間や複合的なニーズに支援が確実に結びつけるための取り組みを推進する役割を担う。
- 東社協の構築するネットワークが協働し、複合的なニーズを顕在化するとともにそれに対する課題解決力を高める役割を担う。
- 区市町村域における社会福祉法人、施設と区市町村社協の協働を重点的に推進し、それぞれの地域における取り組みに対する支援とその取り組みが広がることを支援する役割を担う。

**3 重点目標対象事業の中期における展開方策**

**(1) 地域公益活動推進協議会（仮称）の取り組みへの支援（しくみづくり、広域連携事業等）**

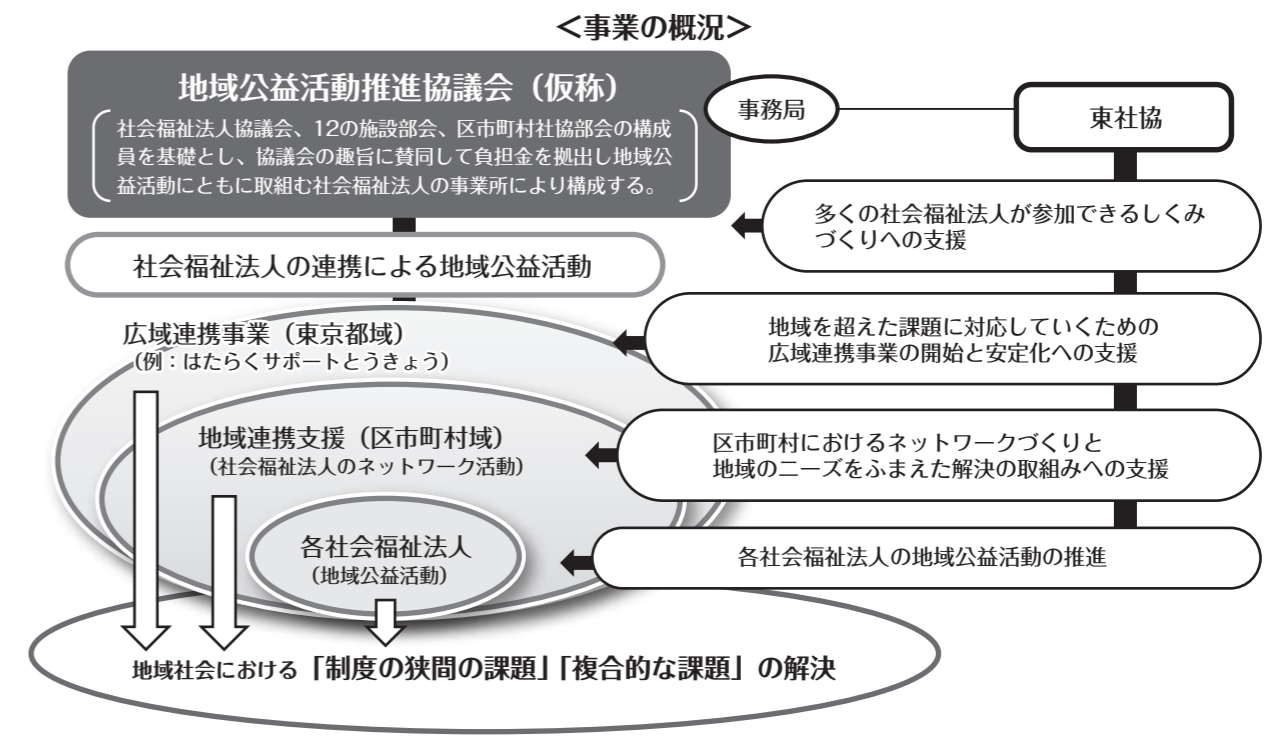
中期事業目標	多くの社会福祉法人が主体的に「地域公益活動推進協議会」（仮称）に参加できるためのしくみづくりを支援する。また、平成28年度から広域連携事業を開始して早期に事業運営が安定的な軌道に乗ることを支援し、広域連携事業によって地域を超えた課題が解決されることをめざす。		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中期実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設置</li> <li>社会福祉法人による地域公益活動の推進</li> <li>広域連携事業の開始</li> <li>*「はたらくサポート」とうきょう事業開始</li> <li>広報・情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地域と広域の連携のしくみづくり</li> <li>*基礎負担金と貢献負担金による運営開始</li> <li>*受入事業所増加の取組み</li> <li>*事例に基づき事業所をサポートする取組みを検討</li> <li>*情報発信のしくみづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事業所をサポートする取組みの実施</li> <li>*協議会による情報発信</li> </ul>

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：推進協議会負担金等

**(2) 地域公益活動推進協議会（仮称）の取り組みへの支援（地域連携支援）**

中期事業目標	区市町村社協とともに社会福祉法人による地域連携を支援し、区市町村域における社会福祉法人によるネットワークづくりが全般的に広がることを支援する。また、その取り組みが地域のニーズを共有して連携により解決するステージへとすすみ、ニーズを見逃さずに解決できる地域社会が構築できることをめざす。		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中期実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク組織の設置促進のための個別支援（説明、会議参加等）</li> <li>ネットワーク化実施社協による情報交換等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公益活動の具体化支援</li> <li>*（目標）30地域でのネットワーク化と10地域での具体的な活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公益活動推進セミナーの実施</li> <li>*（目標）40地域でのネットワーク化と20地域での具体的な活動</li> </ul>

◎所管部室：福祉部、地域福祉部、◎充当財源：推進協議会負担金等





## 1-② 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策の推進

### 【重点事業】

生活困窮者自立支援法は平成27年4月に施行し、複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、福祉事務所設置自治体を実施主体として地域のネットワークによる包括的な相談支援や就労支援、学習支援等とその支援を通じた地域づくりがめざされています。同法は施行後3年をめどに必要な見直しを行うこととされていますが、平成28年度の国予算においても、「子どもの学習支援事業の充実・強化」として高校中退防止と家庭訪問の取組みの強化が盛り込まれており、東京都でも平成28年度から「子供の居場所創設事業」、「子ども・若者貧困研究センター」と連携した対策の推進に取り組んでいくこととなっています。学習支援や食という個別の支援の提供に限らず、地域において低所得世帯の子ども等の背景にある課題をふまえた場づくりが今、求められています。

東社協では、生活福祉資金貸付事業等の中でも、特に教育支援資金や受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付件数は増加の傾向にあります。また、東社協のさまざまな部室において児童福祉施設退所者や経済的な理由により進学が困難な家庭を対象に奨学金の給付を実施していますが、これらの貸付や給付を経て進学した後、自立生活を送っていくためには何らかの支えが必要なケースが少なくないことが共通課題になっています。さらに、平成25～27年度の「東社協 第3期3か年計画」では、「低所得世帯の子ども等の支援のしくみプロジェクト」に取組み、高校進学後の情報支援冊子『これからのことで悩んでいるあなたへ』を作成するとともに、適切な支援に結びつくための居場所の機能のあり方の調査研究に取り組みましたが、残された課題は、①低所得世帯の子ども等の抱える課題を適切にアセスメントし、経済的な支援に限らず必要となる支援に結びつける必要がある、②子どもの貧困対策の取組みは地域が増えてきているものの、既存の地域社会における理解と支援のもと、低所得世帯の子ども等の育ちを支える地域づくりが求められている、となっています。また、第3期に取組んできた「居場所づくり」の視点も地域福祉活動の強化として推進する必要があります。

このような課題をふまえ、本事業では、生活困窮者自立支援法の見直しへの対応も見据え、東社協が実施している各事業が連携しながら、必要となる取組みを検討、実施、提言を行います。

### 1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 「子どもの貧困対策」を改めて地域における課題としてとらえ直し、低所得世帯の子どもや児童福祉施設退所者が自立に向けて必要となる支援に確実に結びつくとともに、地域社会とともにその解決に取り組むことのできる地域づくりをめざす。
- (1)の取組みをもとに、生活困窮者自立支援法の見直しや福祉事務所設置自治体による取組みに対して必要となる提言を行い、区市町村社協による地域福祉活動や社会福祉法人による地域公益活動等と連携した地域のネットワークによる個別支援と地域づくりのできる地域社会の構築をめざす。

### 2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

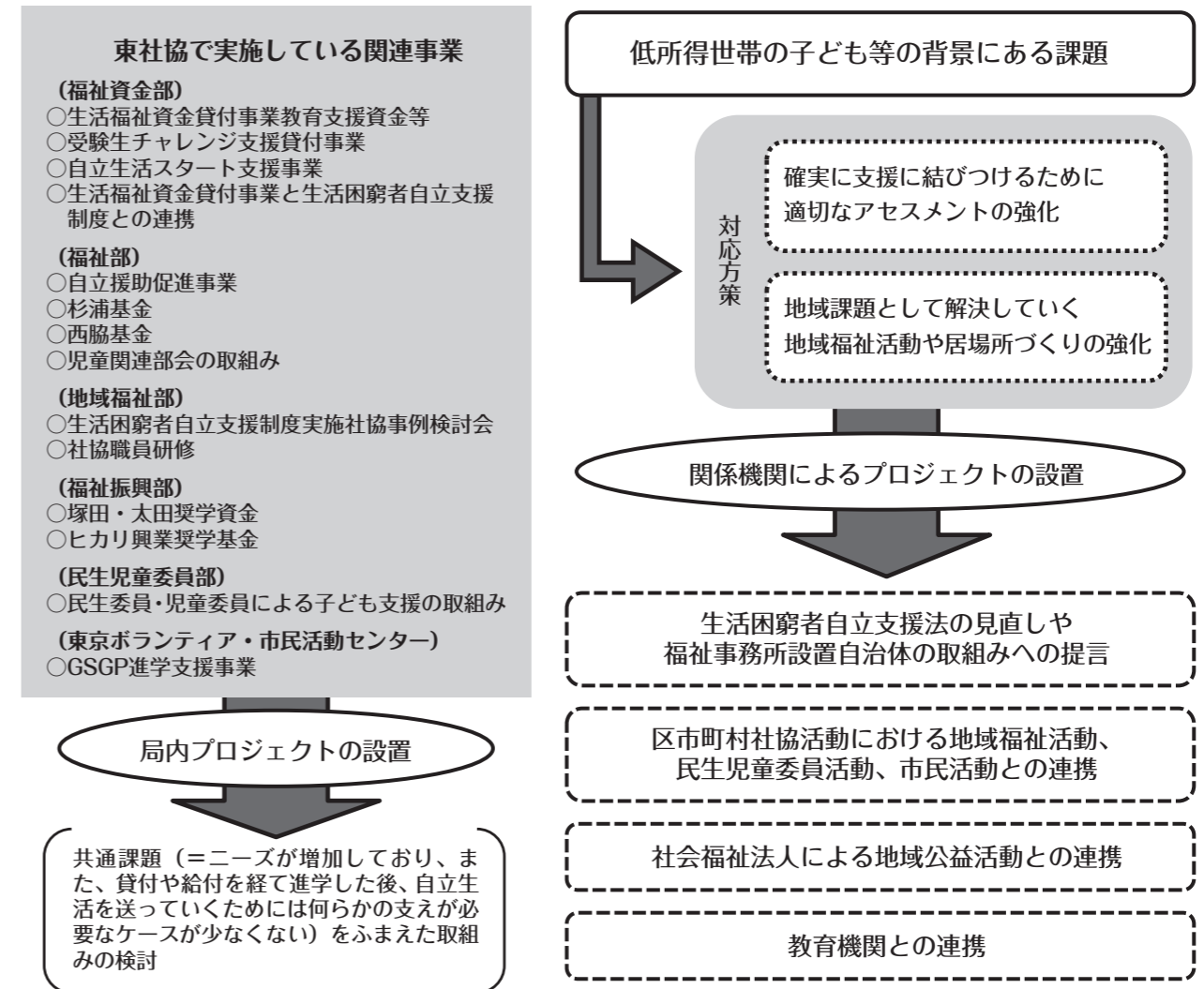
- 東社協の実施する子どもの貧困対策に関わるさまざまな事業を通じて把握された課題を地域社会において解決するために必要となる提言を行う。
- 生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業の受託の有無に限らず、区市町村社協が必要となる取組みを実践できるよう、各地域における取組みを支援する。

### (1) 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策プロジェクト

中期事業目標	東社協で複数の部室で取組んでいる子どもの貧困に関わる貸付・給付事業が相互に連携し、その実施状況をふまえて区市町村社協の地域福祉活動とも連携した必要となる取組みを明らかにし、生活困窮者自立支援法の見直し等に対する提言を行う。		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中期実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○局内プロジェクトの設置</li> <li>○関係機関によるプロジェクトの設置・運営</li> <li>○低所得世帯の子ども等の背景にある課題の把握</li> <li>○生活困窮者自立支援法の実施状況に関する調査</li> <li>○社協部会による生活困窮者自立支援制度実施社協事例検討会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提言活動</li> <li>○支援に必要なツールの開発</li> <li>○地域における理解の促進</li> <li>○社協部会による社協職員研修への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域における取組みの支援と普及</li> </ul>

◎所管部室：総務部・福祉資金部・地域福祉部ならびに関連部室、○充当財源：自主財源

### <事業の概況>



**重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり**

**1-③ 地域の課題解決力を高める経営支援の強化**

**【重点事業】**

改正社会福祉法では、社会福祉法人制度改革として、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組みを実施する責務を社会福祉法人に求めています。東京都でも、平成28年度から社会福祉法人等が制度改革に適切に対応できるよう、法人の自主的な取組みを促進する「社会福祉法人経営力強化事業」に取組んでいくこととしています。

これまで社会福祉法人は、福祉サービスの主たる担い手として、その拡充に大きな役割を果たし、地域における福祉サービス提供の拠点となってきました。また、そのサービスの提供を通して既存の制度では解決が難しいニーズを見つけ、それに対応した実践を行ってきました。一方で社会福祉法人が自らそのような実践を可視化し、地域社会にあるニーズの解決策として情報発信することは、十分には取組めてきませんでした。さらに、社会福祉法人はこれまでの取組みをさらに広げつつ、法人同士が連携するとともに、地域社会の中でさまざまな主体と協働して地域のニーズに対応する課題解決力を高めていくことを推進する役割を果たしていくことが期待されています。

地域においては、社会福祉法人制度改革に限らず、改正介護保険法や生活困窮者自立支援法などに対応した地域づくりが求められています。平成25～27年度の「東社協 第3期3か年計画」では、重点事業の一つとして「課題発見・解決志向型の地区社協整備促進事業」に取組み、区市町村社協の地域福祉コーディネーターが地区社協を活動基盤として小地域福祉活動の充実と活性化を図って地域の課題解決力を高める取組みを行ってきました。さらには、区市町村段階で社会福祉法人が積極的に連携して地域のニーズに基づいた地域公益活動に取組むためのネットワークづくりも徐々にすすんでおり、これら地域における取組みを結びつけていくことも必要です。

さらに、安定的なサービス提供には、人材の安定的な確保と定着が不可欠です。そのため、重点事業2-①による事業所ごとのキャリアパスの構築に向けた経営基盤の強化が今後も重要となります。

こうした中、本事業では、これまで社会福祉法人による安定的なサービス提供に寄与してきた経営支援をさらに充実強化してすすめていきます。

**1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）**

- 地域社会において個々の社会福祉法人が安定的にサービスを提供していく体制を確保すべく、改正社会福祉法を円滑に遵守できる社会福祉法人の経営基盤の強化を支援する。
- 社会福祉法人が捉えるニーズの可視化をすすめるとともに、社会福祉法人が区市町村社協と連携し地域に向けてその役割を積極的に果たすことを支援し、地域の課題を主体的に解決できる地域社会の実現をめざす。

**2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点**

- 地域の福祉基盤を強固なものとするべく、法人、施設・事業所、団体への経営支援を強化するとともに、さらなる地域の課題に対応していくためのすそ野を広げる役割を担う。

**3 重点目標対象事業の中期における展開方策**

**(1) 経営支援事業**

中期事業目標	情報提供、相談、研修の実施等を通して社会福祉法人制度改革への適切な対応を支援するとともに、社会福祉法人・施設の運営全般、福祉サービスのさらなる向上を図る。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉施設経営相談事業の充実 ○法人運営や経営支援に関する書籍の発行の充実 ○社会福祉法人制度改革に対応した取組みの推進	→	

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：東京都補助金、会費収入等

**(2) 経営研修**

中期事業目標	各種研修をタイムリーに企画・実施し、制度改革に対応するとともに法人のコンプライアンスを強化する。また、キャリアパスに対応した人材育成や人事管理への支援を充実する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○会計研修・労務管理研修の実施 ○社会情勢やニーズに対応した研修をタイムリーに実施できる体制の確立 ○キャリアパス構築支援を軸にした研修体験の再編と実施（2-①に後掲）	→	

◎所管部室：福祉部・研修室、◎充当財源：参加費収入

**(3) 制度動向に対応した区市町村社協活動方針の提起**

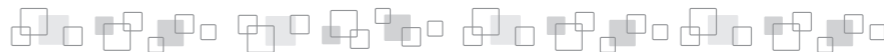
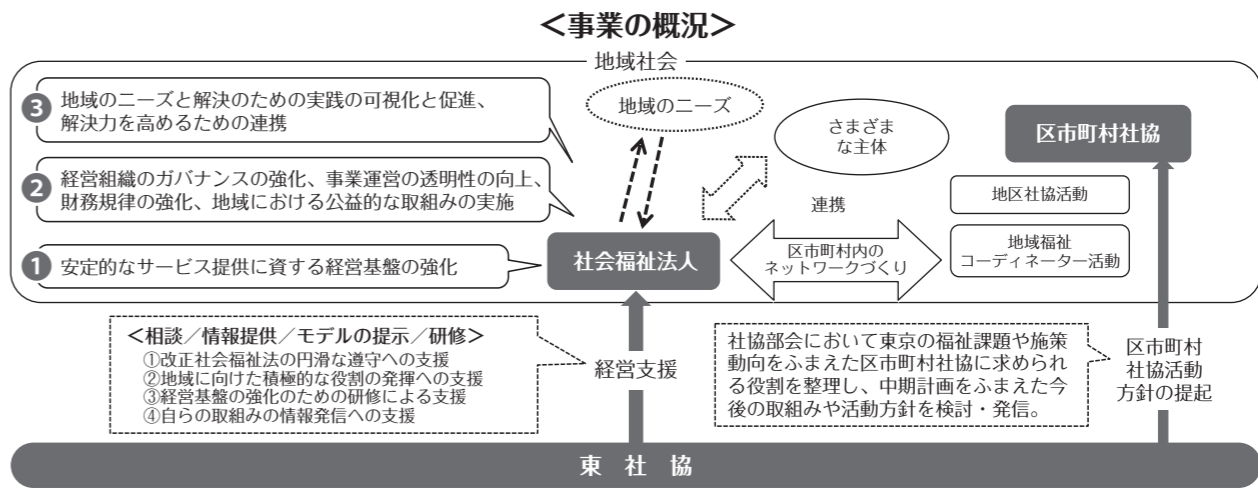
中期事業目標	区市町村社協活動方針検討委員会（仮称）を設置し、東京の福祉課題や施策の動向をふまえて、区市町村社協に求められる役割等に照らして、今後の取組みや活動方針を検討し、区市町村社協部会、事務局長会等を通じて発信していく。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○区市町村社協部会に専門委員会を設置 ○生活困窮者自立支援法、改正介護保険法、社会福祉法改正等をふまえた社協の今後の活動方針等の検討	○社協部会、研究協議会等での発信および推進	→

◎所管部室：地域福祉部、◎充当財源：自主財源

**(4) 戦略的広報事業Ⅰ（身近な地域における社協、社会福祉法人、施設の情報発信）**

中期事業目標	身近な地域において社協、社会福祉法人、施設が自らの実践を積極的に発信することを支援し、地域のニーズの存在とその解決策を可視化して幅広い参加を促進する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉広報等で取材した記事を地域で二次利用すること を検討、推進	○法人、施設の情報発信促進ブックレットを発行	○区市町村社協による地域の法人、施設の取組みの情報発信への支援

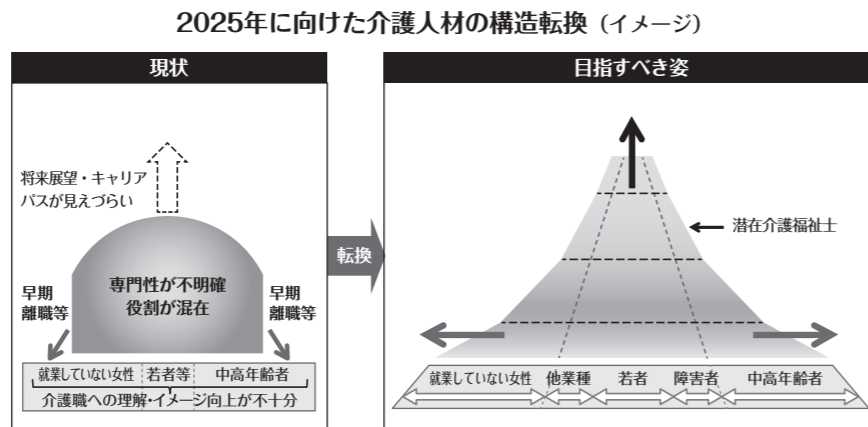
◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源、資料等頒布収入





## 2-① キャリアパスを活かした福祉人材の確保・育成・定着の推進 【重点事業】

2025年（平成37年）に向けて、国は介護人材の需要見込みを253万人、「現状推移シナリオ」による供給見込みを215万2千人と推計し、37.7万人の需給ギャップを埋める必要性を指摘しています。この数字は東京都でも、24万4千人の需要見込みに対して20万8千人の供給を見込み、同様に3万6千人が需給ギャップとなっており、介護人材の確保は大きな課題となっています。



こうした現状をふまえ、国の社会保障審議会福祉人材確保専門委員会は平成27年2月に『2025年に向けた介護人材の確保』をとりまとめ、図のような「介護人材の構造転換」（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）の方策の一つに「本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスの構築」を位置づけています。また、東京都も平成28年度から「福祉人材総合支援事業」において「福祉人材対策推進機構」を設置し、都、区市町村、事業者、関係団体等の役割分担と連携・協力による一体的な取組みを打ち出しました。

東社協の施設部会においては、高齢者介護の分野に限らず、障害、児童・女性、保育、生活保護の施設・事業所に横断して人材確保と定着に厳しい状況がみられるとともに、質の高い福祉サービスを提供できることこそが定着や確保とも大きく結びついています。一方、長期的な確保と定着の要となる「キャリアパス」は、平成19年8月に国の「改定福祉人材確保指針」に初めて盛り込まれ、平成22年介護職員処遇改善交付金に「キャリアパス要件」が設けられて以降、その要件を満たすためのしくみづくりに一定の進捗がみられるものの、福祉事業所がそのしくみを有効に活用して真に福祉サービスの質の向上と人材確保に資するものとしていくためにはさらなる取組みが必要となっています。

本事業では、こうした現状をふまえ、東社協全体で多様な関係者と共通した目標をもった福祉人材の確保・育成・定着をすすめていくこととします。

### 1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 1) 質と量が好循環する福祉サービスに向けて、福祉事業所におけるキャリアパスの構築と有効活用を支援することにより、福祉サービスの質の向上が職員のやりがいにつながり、人材の確保と定着がすすむしくみを構築する。
- 2) 多様な関係者によるプラットフォームを核に総合的で効果的な人材確保・育成・定着のしくみづくりをめざす。その際、全都的な取組みに限らず、地域特性をふまえた実践を重視し、区市町村や教育機関との連携によりそれを推進する。
- 3) 福祉のしごとに関する正確な情報と魅力を積極的に情報発信し、福祉のしごとに対する正しい理解の促進とすそ野の拡大をめざす。

### 2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

- 1) 福祉水準を向上する役割をふまえた福祉人材確保・育成、経営支援の機能と福祉施設・事業所を会員とするネットワークを総合的に活かし、東京の福祉基盤を強固なものとしていく。

## 3 重点目標対象事業の中期における展開方策

### (1) 施設部会連絡会における「人材確保・育成・定着」を共通課題とした取組み

中期事業目標	東京の福祉人材の質と量の確保と定着に向けた各部会の取組みや東社協内の取組みについて情報交換を行うことにより、各部会における具体的な取組みを推進する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○情報提供・情報交換 ○東京都福祉人材センターとの情報交換	→	→

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：会費収入等

### (2) 福祉人材情報事業と福祉人材総合支援事業

中期事業目標	多様な関係者によるプラットフォームを核に総合的で効果的な人材確保・育成・定着のしくみづくりをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉人材対策推進機構の設置と事業実施 ○人材情報室と推進機構、施設部会等との連携	→	→

◎所管部室：人材情報室・人材対策推進室、◎充当財源：東京都受託金

### (3) キャリアパス推進センター的な機能の確立に向けた研修体系（経営者向け・職員向け）

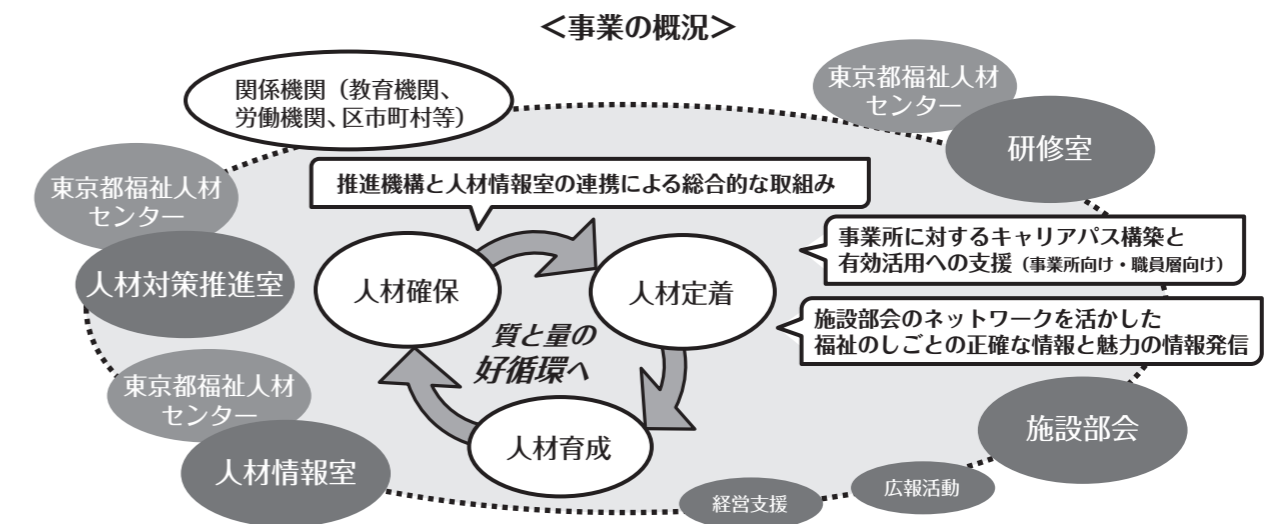
中期事業目標	福祉事業所におけるキャリアパスの構築と活性化を支援し、質の高い効率的な福祉サービスの提供を通じて成長と働きがいを実感できる事業所づくりをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○キャリアパス対応生涯研修課程の充実 ○キャリアパス構築等経営支援研修体系の再編 ○キャリアパス促進のための研修基盤強化研修における新たなメニューの検討、実施	→	→

◎所管部室：研修室、◎充当財源：参加費収入

### (4) 戦略的広報事業Ⅱ（福祉のしごとの正確な情報と魅力の情報発信）

中期事業目標	東京の福祉業界として望ましい福祉人材像を明確にし、それを広く情報発信するとともにそうした人材を業界全体で育てていく意識を醸成する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○施設部会連絡会と連携した調査の実施、報告 ○福祉広報、ホームページ等における戦略的広報	○情報発信と理解の促進 ○キャリアパス構築支援のための出版物の発行	→

◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源、資料等頒布収入



**重点目標2 地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり**

**2-② 次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と幅広い参加の促進**  
【重点事業】

介護や保育をはじめとする福祉現場の人材確保においては、人材の確保と定着が進むしくみ（質と量の好循環）の構築が重要となっています。その中では、潜在的な人材を掘り起こし育てていくことも重要となります。また、改正介護保険法の区市町村による「介護予防・生活支援サービス」においても、サービス類型の一つとして「住民主体による生活援助」が位置づけられ、住民活動を制度内に位置づけることで主体性を損なわずに安定的な活動としていくことが課題となっています。

東社協が平成27年7月に実施した「保育所における職場体験受入れ状況に関するアンケート調査」では、9割の保育所が中学生の受入れを行っており、その多くは学校のキャリア教育の一環としての「職場体験」となっています。職業観を育む教育課程で興味を持ち、高校生になってから「保育士になりたい」という希望をもって再び体験に来る生徒も少なくありません。

一方、専門職として「福祉のしごと」に就くだけでなく、地域には民生児童委員、ボランティア・市民活動、地域住民のちょっとした活動など、さまざまな参加の形態があります。そのいずれにおいても次世代等の新たな層への理解を広げていくことが今、求められています。東京都福祉人材センター人材情報室では、高校生等の次世代に向けた取組みとして学校等への働きかけを強化しており、東京都民生児童委員連合会でも担い手の確保のため、地域における民生児童委員活動の普及啓発を強化しています。また、東京ボランティア・市民活動センターでも「市民学習の推進」など、次世代等に向けて福祉分野に限らず幅広く理解と参加を促進する取組みを行ってきています。

2020年（平成32年）には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。東京都は平成28年2月に『共助社会づくりを進めるための東京都指針』をとりまとめ、その中で「オリンピックを契機とする関連のボランティア活動の気運を、大会の成功に留まらず、レガシーとして、その後の都民の様々なボランティア活動につなげていくことが必要」としています。

専門職からボランティア活動まで共通するのは、「地域課題に気づき、関心をもつ」ことです。本事業を通じて、次世代等の新たな層へ共通した目標をもって理解と参加の促進をすすめていきます。

**1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）**

- 進路選択を行う若年層に重点を置き教育分野と連携を図りつつ、元気高齢者や潜在的な有資格者等を含めた次世代を担う人材に対する理解と参加を促進する。
- 身近な地域における福祉課題等、市民の目線に立ったきめ細かな役立つ情報を積極的に発信し、地域での課題に対する理解と解決を促進する力（地域の福祉力）の向上に努める。
- 時代状況の変化に応じて、「新たな層」を的確に見定めて戦略的な取組みをすすめる。

**2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点**

- 新たな層の理解と参加をネットワークの協働により促進し、地域の課題に対応していくためのすそ野を広げる役割を担う。

**3 重点目標対象事業の中期における展開方策**

- 次世代への普及啓発による福祉人材の確保・定着の強化

中期事業目標	進路選択を行う若年層に重点を置き教育分野と連携を図りつつ、元気高齢者や潜在的な有資格者等を含めた次世代を担う人材に対する理解と参加を促進する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○次世代の人材確保事業 ○高校生保育職場体験		

◎所管部室：人材情報室、◎充当財源：東京都受託金

- 民生児童委員活動の普及啓発と活動環境の整備等

中期事業目標	平成29年度の全国の民生委員制度創設100周年事業に合わせ、民生委員の役割を歴史とともに周知できるよう取組み、次世代等の新たな層への理解と参加の促進を見据え地域住民や関係機関にも知っていただくための工夫と改善を重ねる。また、班活動の定着を推進し活動環境を整えていく。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○パレード、ホームページ、各地区での幅広い層への普及・啓発活動 ○班活動の定着に向けた班編成の推進 ○ホームページリニューアルの検討	○100年正史の概要版とともに、地域住民・学校等でも活用できる映像資料の作成	○東京の救済委員制度創設100周年を迎えるにあたり100年正史を発行する。

◎所管部室：民生児童委員部、◎充当財源：都民連活動経費

- ボランティア活動のすそ野を広げるための推進事業

中期事業目標	東京オリンピック・パラリンピックを機にボランティア活動のすそ野を広げることが期待されている中、ボランティア活動を推進するための基本的な考え方や必要となる施策の動向を注視しつつ、推進体制の強化を図る。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○継続性をもって実施できる体制づくり ○各地域の中間支援組織への開催協力	○より高度なスキル等を実践的に身につけられるカリキュラムの組み込み	○各センターが人材育成できるしくみをつくるための相談や情報提供

◎所管部室：東京ボランティア・市民活動センター、◎充当財源：東京都補助金

- 地区社協と地域福祉コーディネーター活動の推進

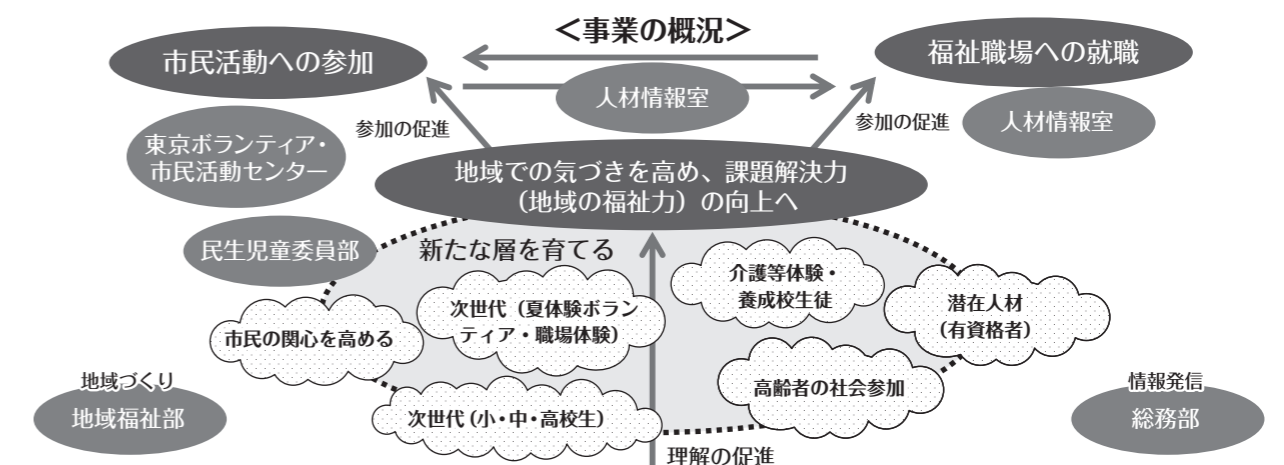
中期事業目標	第2期3か年計画（地域福祉コーディネーター）と第3期3か年計画（地区社協等）の成果をふまえて、地域福祉コーディネーターや小地域福祉活動推進の基盤組織（地区社協）の設置促進に資する取組みを継続的に行っていく。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○情報交換の場づくり ○地区社協の設置促進に関するセミナーの実施 ○地域福祉コーディネーター活動推進ツール（記録）の検討	○都内全域への地域福祉コーディネーター配置促進のための情報交換・セミナー ○地区社協と地域包括ケアの関係整理、介護保険法、生活困窮者自立支援法との役割分担事例の収集・整理 ○ツールの普及活用とフォローアップ研修	○取組みをふまえた地域福祉コーディネーター、地区社協設置状況の具体的な把握

◎所管部室：地域福祉部、◎充当財源：自主財源

- 福祉課題と実践のわかりやすい情報発信による戦略的広報事業Ⅲ

中期事業目標	情報ツールや発信の機会をさまざまに活用し、東社協で把握する福祉課題の実践に関する情報をわかりやすく加工して発信することにより、理解と参加の促進を図る。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉広報等で取材した記事の二次利用を推進 ○ユースページの活用促進	○出版事業において理解と参加の促進ツールを開発	

◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源、資料等頒布収入





### 3-① 「災害に強い福祉」推進事業

**【重点事業】**

近年、地震、台風、豪雨等に伴うさまざまな災害が全国各地で発生しており、東京においても東京湾北部地震、多摩直下地震や立川断層帯地震など、甚大な被害をもたらすおそれのある地震に備える防災意識は高まっています。

こうした中、東社協では、阪神大震災以降の大規模災害において、区市町村社協との協働による「災害ボランティアコーディネーターの応援派遣」「緊急小口資金の貸付に伴う応援職員の派遣」、部会の機能を活用した「介護等職員の応援派遣」、被災地の民生児童委員協議会との連携に取り組んできました。その実績をふまえ、東京ボランティア・市民活動センターでは、区市町村社協、NPO・NGOと連携して災害ボランティア活動の推進に取組み、「東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議」として、平成26～30年度の5か年のアクションプランに基づく取組みをすすめています。また、福祉施設・事業所で構成する業種別部会においてもそれぞれの部会活動において大規模災害に備えた取組みを検討するとともに、平成25年度からは「東社協 第3期3か年計画」として福祉施設・事業所の機能を活かした「災害時要配慮者支援センターの構築」に向けた検討をすすめ、平成28年度からはその「検討」を「推進」のステージに移すこととしています。

本事業では、この両センターの機能を活かし、災害時における要援護者（要配慮者）支援の強化に向けた取組みをすすめていきます。

#### 1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 「災害ボランティアセンター」における要援護者（要配慮者）対応と福祉施設・職能団体を中心とした「災害時要配慮者支援センター」、施設部会活動が協働するとともに東京都、区市町村と連携し、大規模災害時に要援護者（要配慮者）への適切な支援を展開できる地域社会の構築をめざす。
- 東京における災害時の要援護者（要配慮者）に想定されるリスクを明らかにし、それぞれの地域の特徴をふまえた日常からのネットワークによって災害に強い福祉の備わった地域づくりをめざす。

#### 2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

- 「世帯規模が小さい」「災害時に休止することが想定される居宅サービスを利用して日常生活を送っている要援護者（要配慮者）が多い」という大都市東京の特性をふまえ、災害時に想定されるリスクを未然に防ぐ取組みを各地域の特性に応じて推進する。
- 幅広い種類の福祉施設・事業所が参画する施設部会の機能、区市町村社協、民生児童委員、ボランティア・市民活動との幅広いネットワークを有する東社協の特性を活かし、災害時の要援護者（要配慮者）の課題を解決するためのネットワーク同士による協働を推進する。また、東京都、区市町村の地域防災計画に基づく要配慮者支援と連携した取組みをすすめる。

#### (1) 東京都災害時要配慮者支援センター

中期事業目標	大規模災害時において、福祉専門職の応援等により被災地における福祉力の低減を補い、災害時要援護者（要配慮者）の避難生活などによる二次被害を防止するため、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築推進会議」を設置し、東京における地域の実情に応じたしくみを構築する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進会議」を設置	*施設部会や職能団体との連携体制、福祉専門職の受入体制の確立、被災情報・支援情報の収集と発信、人材育成、災害時の支援体制の5つの視点から推進 ○大規模災害時に「東京都災害時要配慮者支援センター」を設置	

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：東京都受託金

#### (2) 施設部会連絡会における「災害対応」を共通課題とした取組み

中期事業目標	災害時における要援護者（要配慮者）支援の強化に向けた各部会の取組み、他のネットワークの取組みについて情報交換を行い、各部会活動における具体的な取組みを推進する。また、「災害時要配慮者支援センター」構想等の災害時の要配慮者の課題を解決するための取組みをすすめる。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○情報提供・情報交換 ○災害時要配慮者支援センター・災害ボランティアセンターとの連携		

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：会費収入等

#### (3) 東京都災害ボランティアセンター

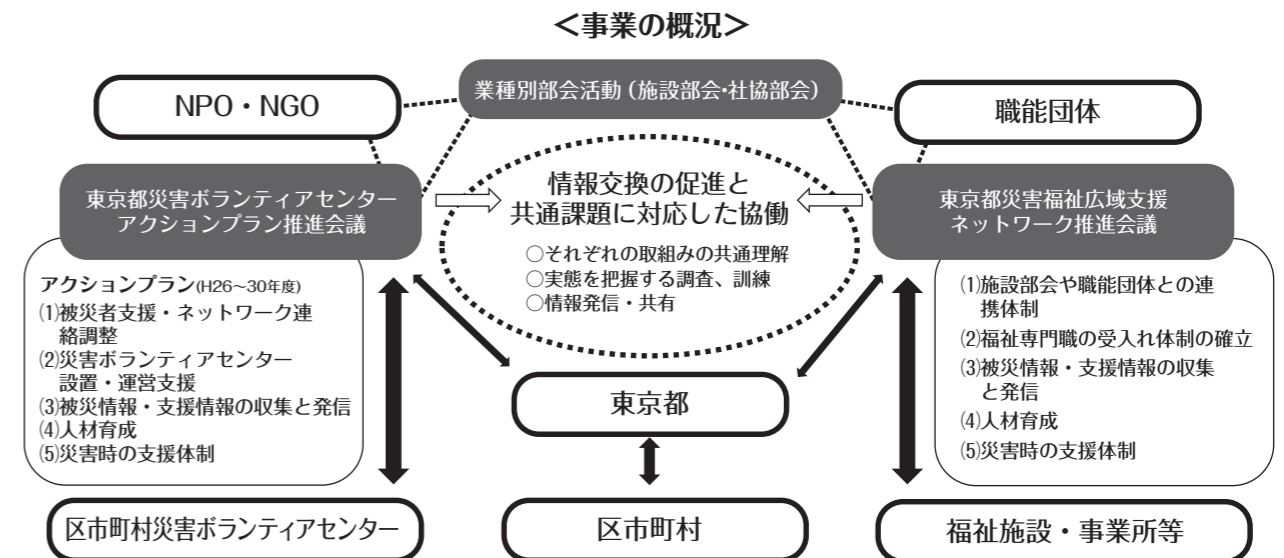
中期事業目標	アクションプラン推進会議の運営を通して、さまざまな団体とのネットワークづくりを行う。また、災害時要配慮者支援センターと連携して機能することをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○要配慮者支援センターとの連携策の検討	○要配慮者支援センターと連携した事業の展開 ○次期アクションプラン策定準備	○次期アクションプランの策定

◎所管部室：東京ボランティア・市民活動センター、◎充当財源：東京都補助金、自主財源

#### (4) 「災害に強い福祉」推進事業

中期事業目標	(1)～(3)における災害時要援護者（要配慮者）支援をめぐる共通課題について必要な実態把握と情報発信により連携した取組みを推進する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○両センターの情報共有 ○東京における福祉避難所に関する調査研究	○情報交換の場の設置 ○情報共有と発信の強化	○日常からの地域活動との連携の推進

◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源





## 法人基盤強化① 地域福祉推進委員会ならびに施設部会連絡会の活性化

### 【重点事業】

東社協は、会員組織における業種別部会連絡協議会として、①区市町村社協部会、②東京都高齢者福祉施設協議会、③東京都介護保険事業者連絡会、④医療部会、⑤更生福祉部会、⑥救護部会、⑦身体障害者福祉部会、⑧知的発達障害部会、⑨東京都精神保健福祉連絡会、⑩障害児福祉部会、⑪保育部会、⑫児童部会、⑬乳児部会、⑭母子福祉部会、⑮婦人保護部会、⑯社会福祉法人協議会、⑰更生保護部会、⑱在宅福祉サービス部会、⑲民間助成団体部会、の部会・連絡会と、⑳東京都民生児童委員連合会をネットワークに有します。これらそれぞれの部会等組織における活動を通じて、東京の福祉の「横断的な課題」が見えてくることは、東社協の大きな財産となっています。一方で、そうした「横断的な課題」に対して、タイムリーに対応していくことは東社協が社会から求められる役割を果たしていく上でも重要なことであり、そのためには、東社協にあるネットワーク相互の協働を一層強化するとともに、課題に基づく提言力を高めていく必要があります。

平成14年度から設置している「地域福祉推進委員会」は、学識経験者、当事者団体、福祉サービス事業者、相談機関・団体、区市町村社協、民生児童委員から構成しており、毎年度とりまとめている提言は、①福祉サービス事業者や地域福祉推進に関する関係者が福祉サービスの向上を目的とした積極的な取組みをすすめること、②東京都、区市町村行政における制度やしきみの拡充を図ること、の2つをめざしています。一方で、「福祉人材対策」などの横断的な課題については、それに対応する実効性のある解決策を十分に検討する機能を強化していくことが求められています。

また、業種別の部会が分野別に連絡協議会を行う課題別部会連絡協議会の一つとして設置している「施設部会連絡会」では、各部会・連絡会の連絡調整と情報交換の場としてその機能を果たしていますが、「福祉人材」「社会福祉法人制度改革への対応」「災害対応」などの共通課題が増えてきている中、今後、その課題を部会・連絡会活動に持ち帰り、共通した視点で解決に向けた取組みを行うことが期待されます。

こうしたことから、東社協のネットワークの協働を活かした横断的な課題への対応力と提言力を強化するため、地域福祉推進委員会ならびに施設部会連絡会の活性化をすすめていくこととします。

### 1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 平成28～30年度においてはさまざまなネットワーク同士の中でも特に福祉施設と区市町村社協の協働を強化する視点から「地域福祉推進委員会」ならびに「施設部会連絡会」の活性化を図り、横断的な課題に対する対応力と提言力を強化する。
- 平成28～30年度においては、特に「社会福祉法人制度改革」「人材確保・育成」「社会福祉法人による地域公益活動」「災害対応」を中心に取組みつつ、必要に応じて新たに生じる課題に対しても即応性のある取組みを行っていく。

### 2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

- 幅広いネットワークとの協働を活かし、東京の福祉課題の実態をタイムリーに把握してその解決策を提案するとともに、解決に向けた動きを構築する役割を発揮する。

## 3 重点目標対象事業の中期における展開方策

### (1) 地域福祉推進委員会

中期事業目標	委員会組織や提言策定プロセスの検討を行い、東社協における組織横断的な提言活動の要としての役割を一層発揮できるようにする。平成28年度は委員任期（2年目）の最終年度となるため、28年度に検討を行い、29年度から新たな取組みをすすめる。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○委員会組織や提言策定プロセスの検討	○新体制による委員会開始	○提言策定プロセスについて必要に応じて見直し

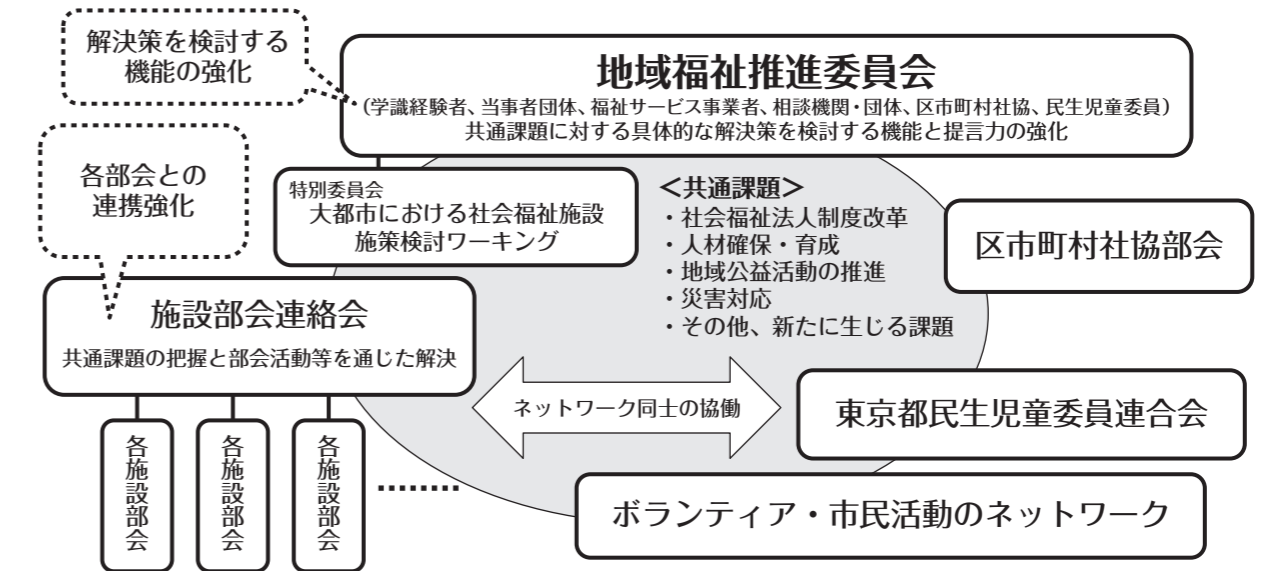
◎所管部室：地域福祉部、◎充当財源：自主財源

### (2) 施設部会連絡会

中期事業目標	①社会福祉法人制度改革への対応、②人材の確保・育成、③地域公益活動の推進、④大規模災害への対応について重点的に情報交換を行う。各部会の取組みや東社協内の取組みの成果・課題を連絡会で共有し、それらを部会活動に持ち帰って活かすなど、必要な連携が取れる場づくりをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○情報提供・情報交換 ○東京都福祉人材センター事業との連携 ○「災害に強い福祉」推進事業との連携 ○地域公益活動推進協議会（仮称）との連携	→	

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：会費収入

### <事業の概況>



### <取組み例>

共通課題である「人材確保・育成」に対して、地域福祉推進委員会と施設部会連絡会の機能をそれぞれ活かして取組み流れ	1 共通課題として設定し取組むことを計画	地域福祉推進委員会 施設部会連絡会
	2 特別委員会（例・大都市ワーキング）で種別を横断した調査を企画	地域福祉推進委員会
	3 調査の実施内容を確認し、各部会の意見とりまとめと実施への協力	施設部会連絡会
	4 大都市ワーキングで調査結果をふまえた課題と解決策の検討	地域福祉推進委員会
	5 調査結果と解決に向けた取組みを共有し、各部会活動に反映	施設部会連絡会
	6 社協部会や関係機関と解決に向けた取組みを共有	施設部会連絡会
	7 広く提言	地域福祉推進委員会



## 法人基盤強化② 中期計画推進会議

### 【重点事業】

東社協が将来にわたって安定して求められる役割を果たしていくために、平成27年3月の東社協経営改善検討委員会報告では、東社協の経営基盤の課題として、①複雑な財務構造と予算管理、②予算と執行実績の乖離、③不十分な執行管理と財務調整機能、④不十分な事業評価の指標を挙げ、これらを改善していくために、①財務構造を明確にする、②予算を意識した執行管理を徹底する、③局内全体のマネジメント力を高める、④組織的な経営戦略を持つ、の4点を提言しました。

この提言をふまえ、平成27年度から必要な取組みをすすめるとともに、新たな中期計画の策定にあたっては、「東社協の基本的な役割」を5つに再整理した上、それぞれの事業が共通の目標に向けた取組みを効果的に協働できることをめざしました。地域社会において、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、複合的な課題や分野を横断する課題への対応が求められています。こうした中、幅広いネットワークを構成する東社協の事業そのものも多岐にわたっており、そのため、横断的な課題に対して時機を得た対応を図っていくことが課題となっています。特に3つの「重点目標」のもとに設定した6つの「重点事業」は、それらを実行していく上でいずれも複数の部室が所管する複数のネットワークの協働が不可欠となっています。

こうしたことから、複数の事業が協働して目標に向けた取組みができるよう、中期計画の進行管理と推進評価を担う東社協総合企画委員会のもと、局内に「中期計画推進会議」を設置します。同会議では、重点事業の着実な実行と部室ならびに全ての事業に設定した中期目標の達成に向けた取組みを推進します。併せて経営改善をすすめるべく、部室のマネジメント力を高めるため、複雑な財務構造の明確化をすすめるとともに、中期計画を着実に実行していくための自主財源の確保について検討を行っていくこととします。

### 1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 改正社会福祉法に基づく本会の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を着実に実行。
- 横断的な課題に対する各事業の協働を進める上で、東社協の5つの「基本的な役割」を効果的に発揮できる事業調整機能を強化し、めざすべき地域社会の構築に向けた3つの重点目標を着実に達成する。
- 財務構造を明確にした上で強化するとともにマネジメント力を計画的に高め、将来にわたって東社協が安定した役割を果たすための組織基盤を構築する。

### 2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

- 横断的な課題を解決していくために求められる東社協の役割を適切に果たしていくべく、関係する事業の効率的かつ効果的な協働をすすめる。
- 部室ごとに設定した中期事業目標が相互に連携して、東社協の「5つの基本的な役割」を効果的に発揮する。

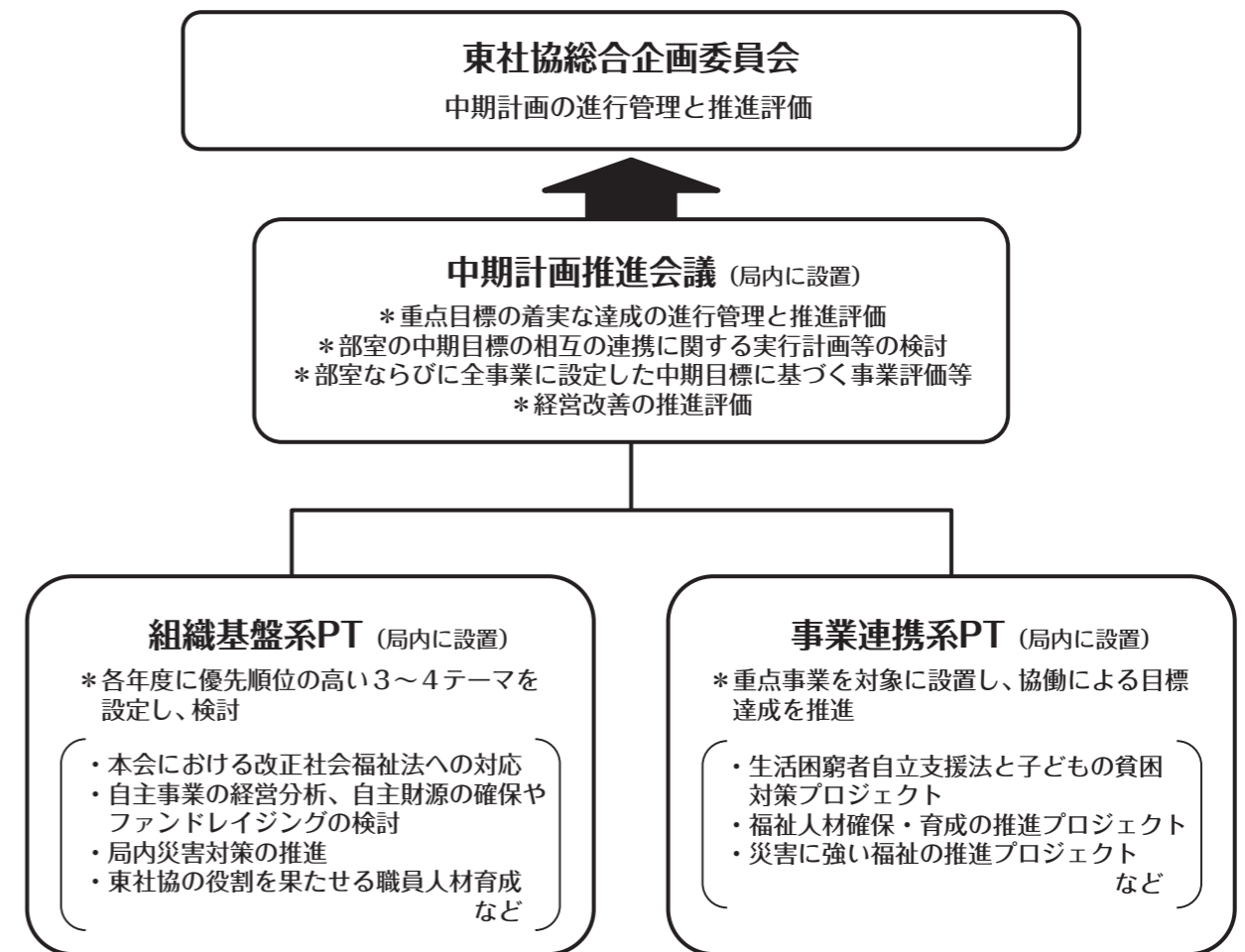
## 3 重点目標対象事業の中期における展開方策

### (1) 中期計画推進会議（組織基盤系PT・事業連携系PT）

中期事業目標	中期計画の着実な実行を推進する。また、平成28～33年度の6年間を「経営改革期」に位置づけ、その前期の3年間は各部室において事業を展開する上での充当財源を明確にし、各部室のマネジメント力を強化するとともに、新たな自主財源の確保を優先的に推進する。			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
中期実施計画	○局内に中期計画推進会議を設置・運営 ＊組織基盤系PT 各年度に優先順位の高い3～4のテーマを設定し、組織基盤を強化する。 ＊事業連携系PT 重点事業を対象に設置し、各事業の連携による効果的な取組みを推進する。	→	→	→

◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源

### <事業の概況>






**IV**

---

**部室の中期事業目標と  
全ての事業における中期事業目標**

---





# 1

## 部室の中期事業目標

この中期計画では、以下のとおり11の部室ごとに平成28～30年度の「中期事業目標」を設定し、目標をもって中期の事業を展開します。

### (1) 総務部

- (1) 福祉課題と実践をわかりやすく情報発信するとともに、区市町村ごとの取組みを広げるための発信に努める。また、福祉（のしごと）を積極的にPRする。
- (2) 身近な地域における社協、社会福祉法人・施設等による情報発信を支援する。
- (3) 都道府県社協である本会の基本的な役割をふまえ、新たな中期計画を着実に実行する。
- (4) 改正社会福祉法に対して、本会組織も社会福祉法人として改正の趣旨に則った対応を着実に実行するとともに、社会福祉法人に求められる役割を積極的に推進する。
- (5) 平成28～33年度の6年間を「経営改革期」として位置づけ、特にその前期の3年間では経営基盤の安定化をすすめていく。本会に求められる安定した役割を果たしていくため、自主財源確保の新たな手法を検討する。

### (2) 福祉部

- (1) 部会活動が東京都域の活動の活性化だけをめざすのではなく、区市町村域・ブロック単位の地域での活動の活性化にも努める。
- (2) 各業種別部会において、①社会福祉法人制度改革への対応、②人材確保育成、③地域公益活動の推進、④大規模災害への対応、の取組みをすすめる。
- (3) 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進協議会を平成28年度にスタートさせ、より多くの法人の連携のもとで取組めるよう努める。また、事業の活性化、地域のネットワーク化推進、安定的な財源の確保に努める。
- (4) 災害時要配慮者支援センターの立ち上げに向けた取組みをすすめ、東社協内の関連事業との連携を図る。
- (5) 社会福祉法人制度改革への適正な対応のための事業推進に取組む。

### (3) 地域福祉部

- (1) 改正介護保険、生活困窮者支援等の施策、災害対応や社会福祉法人の社会貢献事業における社協の役割や今後の事業展開の方向性を明確に打ち出すとともに、法人制度改革に的確に対応できるように支援する。
- (2) 地域福祉推進委員会について、委員会組織や提言策定のプロセスの検討を図り、東社協における組織横断的な提言活動の要としての役割を一層発揮できるようにする。
- (3) 社会福祉法人の地域公益活動を後押しするため、地域におけるネットワーク化を推進する。
- (4) 今後さらに増加する権利擁護のニーズに対して、支援を必要とする都民に対する適切な支援体制を構築するために、財源確保、専門員等の資質向上、契約締結審査会運営の見直しを図る。
- (5) 東日本大震災避難者の今後の生活の安定に向けて、区市町村社協・東京都等と連携し、必要な支援を推進する。

### (4) 福祉資金部

- (1) 生活福祉資金等貸付事業の適正な運営の推進
  - 貸付、償還に際しての業務が膨大になってきていることに鑑み、適正な運営を担保しつつ、運営方法を随時検証し、実施する。
- (2) 生活福祉資金等貸付事業と自立支援施策の連携による効果的な支援方策の検討と提案の実施
  - 平成30年度に向けた生活困窮者自立支援法の見直し作業に合わせ、生活福祉資金との連携などの状況を情報収集、整理、分析を行い、自立支援の取組みとして重要なポイントを関係者にフィードバックすることや提言を行うことを目標とする。
- (3) 子どもの教育機会の均等、次世代への貧困の連鎖の防止に向けた取組みの検討、実施
  - 上記(1)における業務体制の再構築の進捗を前提に、総務部企画担当との協働により下記の取組みをすすめていく。
  - 東社協で横断的に行われている子どもの貧困に関わる貸付事業及び関連事業の情報共有を前提に、子どもの貧困への対策の一環として、都民、関係団体への情報発信等を協働してすすめるためのしくみづくりを行う。また、各事業の連携、統合など、効果的に事業をすすめるための検討を行い、必要な取組みから実施していく。
  - 貸付事業から明らかにされる制度上の諸課題の解決に必要な提言や新たな取組みの検討を行う。
- (4) 区市町村社協における生活福祉資金貸付事業の他事業との連携による実施と主体的な運営を推進するための方策の検討、実施
  - 区市町村社協内の事業が連携して支援活動を行うため、生活福祉資金貸付事業の実施意義や活用法の検討を行い、社協職員の基礎研修のカリキュラムの検討、実施する。
  - 生活困窮者自立支援法等の関連施策、区市町村社協の他事業との連携を念頭に、生活福祉資金貸付事業を区市町村社協が主体的に事業運営できる方策を検討する。

### (5) 福祉振興部

- (1) 従事者共済会退職共済金の安定・適正な資金運用・管理
  - 福祉人材の確保・定着支援に資するため、退職共済金積立水準の維持向上に向け、財政検証（数理計算）の実施（28年度）並びに、金融市場動向をふまえた将来の安定した資金運用のための方針の検討、及び、資金管理細則の見直し（30年度までの間）を行う。
- (2) 福祉人材の確保・定着支援に資するための会員拡大と効率的な運営
  - 福祉人材の確保・定着支援に資するため、従事者共済会・福利厚生センターの加入勧奨に取組み、福祉従事者の福利厚生の一層の拡充を図る
- (3) 東京善意銀行事業の安定運営のための体制の構築
  - 寄附（現金・物品・招待）の受入れ・配分の橋渡しにあたり、寄贈者の意向、寄贈先施設等のニーズを的確に把握し、効率的な事業実施を図るとともに、情報発信力の強化等、寄附文化の醸成に資するため、安定した運営実施ができる体制を構築する。
- (4) ヒカリ興業奨学基金の効果的な事業実施と子どもの貧困対策に係る東社協内他事業（部署）との連携
  - 子どもの貧困対策に関わる東社協内他事業（部署）との連携を図り、新たな取組みの検討に参画する。

## (6) 民生児童委員会

- (1) 民生委員制度創設100周年記念事業（29年度／全国の100周年、30年度／東京の100周年）を着実に遂行し、次の100年に向けて策定する今後10年間の東京版活動強化方策を具現化する。
- (2) 一斉改選に向けた準備と改選後の新任委員の活動支援ならびに民児協組織の強化を図る。民生児童委員のなり手不足を解消する取組みにおいては、適任者の確保と同時に早期に（定年前に）退任してしまわれないような視点での事業を展開していく。
- (3) 班（チーム）で活動する体制づくりを推進し、その全般的な展開を目指すとともに、普及・啓発活動の推進や資質向上のための研修の充実等により、各事業が一体的となって活動環境の整備に取り組む。

## (7) 東京ボランティア・市民活動センター

- (1) ボランティア活動のすそ野を広げる推進体制の強化  
2020年の東京オリンピック・パラリンピックを機にボランティア活動のすそ野を広げることが期待されている。東京都では「共助社会づくりを進めるための検討会」を設置し、ボランティア活動を推進するための基本的な考え方や必要となる施策を検討している。その動向を注視しつつ、推進体制の強化を図る。
- (2) 災害ボランティアセンターと災害時要配慮者支援センター、区市町村社協活動との連携強化  
災害対応における区市町村社協活動との連携を強化するとともに、災害ボランティアセンターと災害時要配慮者支援センターの連携について検討する。

## (8) 東京都福祉人材センター 研修室

- 福祉人材センター研修室は、福祉事業所におけるキャリアパスの構築と活性化を支援し、質の高い効率的な福祉サービスの提供を通じて成長と働きがいを実感できる事業所づくりをめざす。
- (1) キャリアパス推進センター的な機能の構築に向けた研修体系（経営者向け・職員向け）を確立する。
  - (2) 社会情勢や現場ニーズにマッチしたタイムリーな研修を迅速に実施できる体制を確立する。
  - (3) 委託研修の再編整理や自主研修の強化により財政構造を抜本的に改善する。

## (9) 東京都福祉人材センター 人材情報室

- (1) 職業紹介機能を中心に据えた人材センター内の各事業部門の有機的な連携を図り、福祉・介護分野の人材の確保と定着をめざす。
- (2) 中学生・高校生の次世代に対する福祉・介護のしごとの魅力を伝える普及啓発、遊休人材や潜在有資格者を福祉・介護職の仕事につなげるため、福祉・介護のイメージアップと幅広い人材の育成をめざす。
- (3) 部会、養成校、区市町村、労働関係機関等との連携を強化し、効果的な人材の確保と定着をめざす。
- (4) 量的な確保だけでなく、福祉業界へ質の高い人材を提供するとともに研修室と連携した育成への支援をめざす。

## (10) 東京都福祉人材センター 人材対策推進室

- 福祉人材センター人材対策推進室は、東京都福祉人材対策推進機構の事務局として、東京都、区市町村、国、事業者、関係団体等の役割分担と連携・協力による一体的な福祉人材対策を推進する。
- (1) 都における福祉人材対策の課題や人材の確保・育成・定着のための具体策を検討するとともに、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう総合的に支援する。
  - (2) 人材バンクシステム（仮称）を構築（平成29年度運用開始）し、離職者や求職者等に、ライフステージに応じた効果的な情報発信を行う。

## (11) 福祉サービス運営適正化委員会事務局

- (1) 区市町村苦情対応機関および福祉サービス事業所における苦情対応機能の向上を図るため、区市町村苦情対応機関を対象とする研修プログラムを体系化するとともに、区市町村段階での事業所を対象とした区市町村苦情対応機関による研修を構築することをめざす。
- (2) 地域福祉権利擁護事業の適正な運営と質的な向上をすすめる。
- (3) 東京都や苦情対応機関等の関係機関と連携して、適切な苦情解決を図る。



# 2

## 全ての事業における中期事業目標

この中期計画では、東社協が実施している全ての事業において平成28～30年度の中期を見据えた「中期事業目標」を設定しました。

### (1) 安全・安心と自立生活支援の推進

事業名	中期事業目標
1 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）	○研修内容の充実等により、事業の要となる専門員の資質の向上を図る。 ○契約締結審査会のより効果的な運営に向けた検討を行う。 ○国の動向をふまえて、実施社協等の体制確保に向けて取り組む。
2 成年後見制度活用促進の支援	○相談や会議等を通じて推進機関の機能及び職員の質の向上を図る。 ○29年度以降の東京都の支援策の再構築を都とともに、東社協の役割の明確化を図る。
3 福祉サービスの苦情対応（運営適正化委員会）	○区市町村苦情対応機関における苦情対応機能の向上を図るため、区市町村苦情対応機関を対象とする研修のプログラムを体系化する。 ○福祉サービス事業所における苦情対応機能の向上を図るため、区市町村レベルでの事業所を対象とした研修実施を支援する。
4 生活福祉資金貸付事業	○生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関職員との連携による円滑な住民への支援をすすめる。 ○区市町村社協が、他の社協事業との連携により包括的に住民の生活支援を行えるような事業運営方法を確立する。
5 自立生活スタート支援事業	○他部署の関連事業と連携するとともに、都の制度変更による運用を円滑にすすめていく。
6 受験生チャレンジ支援貸付事業等の貸付事業	○東社協事業の中の低所得世帯の子どもの支援にかかる事業の中での役割や課題について共有化して、今後の事業展開に活かしていく。 ○平成30年度に向けてシステムの改修をすすめる。
7 児童の自立促進に関わる事業	
(1) 塚田・太田奨学資金	○事業終了予定。
(2) ヒカリ興業奨学基金	○東社協内の他の事業との連携と選考方法を検討する。
(3) 自立援助促進事業	○周知・審査資料の取受・審査・データ管理等において適正な運営に努める。
(4) 児童福祉友愛互助会（杉浦・西脇）基金	○基金積立額の推移、申請件数の推移の予測を立てながら基金運営に努める。 ○基金目的の理解促進を図り、基金充実に努める。
8 多重債務者生活再生事業の基金の管理・運用および運営費助成	○基金の管理・運用を適正に行う。
9 東日本大震災による都内避難者への支援	○応急仮設住宅の供与期限の到来等をふまえて、区市町村社協・東京都等と連携し避難者の今後の生活に向けた支援を行う。29年度以降の支援方策等について都と協議する。
10 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策プロジェクト	○新たな中期計画の重点事業の1つとして、生活困窮者自立支援法に対応した地域づくりの視点から福祉資金部や地域福祉部を中心とした低所得世帯の子ども本人と、その支援者への支援の体制を構築する。

### (2) 福祉水準の向上と幅広い参加の促進

事業名	中期事業目標
1 経営支援事業	○社会福祉法人制度改革への対応をはじめ、社会福祉法人・施設における適正な労務管理や会計事務の処理などコンプライアンスを強化するための研修や情報発信を充実する。
2 経営相談事業	○相談体制の充実を図り、法人の経営基盤の整備に寄与する。 ○相談事業から見られる法人運営の課題に対して、情報発信を充実する。
3 各種損害保険の案内	○より効率的な実施とニーズやリスクマネジメントに的確に対応するための取組みをすすめる。
4 東京都福祉人材センター	
(1) 福祉人材情報事業	
①相談斡旋事業（窓口業務）	○人材センター事業の有機的な連携に努めるとともに、相談後や就職後の個別のアフターフォローを実施する。 ○利用しやすい検索システムを提供する。
②人材確保事業	○多摩支所において、多摩地域の求人・求職者のマッチングに努める。 ○トライアル雇用において、事業者の審査の効率化を図るとともに良質な事業者が参入できるための道筋を作る。また、事業の広報周知に努める。 ○介護職員初任者研修資格取得において、講座を利用しやすい時期や地域で実施し、資格取得者を増やし、介護業界で働く第一歩とする。 ○保育人材確保事業において、保育人材・保育所支援センターとしての知名度を高めるとともに、定着支援も丁寧を実施する。 ○職場体験事業において、介護職場の入口として介護の仕事を経験・理解し、就業後の早期退職といった事態を未然に防ぐ。
③広報啓発事業	○学校説明会において、養成校のオープンキャンパスなどに組み込んだPR方法を検討する。 ○次世代育成において、中高生に魅力あるイベントを開催し、参加を促進するとともに、事業を通じ、福祉の仕事の魅力に触れてもらう。 ○マッチング支援事業において、求人・求職者のニーズに即した開拓に努めるとともに、ハローワーク等との連携にも努める。また、福祉人材総合支援事業との連携を調整する。
④育成・研修事業	○介護人材再就職支援事業において、講座の参加者増に努め、介護業界への再就職につなげる。
⑤定着・離職防止支援事業	○離職防止相談において、職員の悩みやストレスを軽減し、離職防止に努めるとともに、広報等による事業周知を強化する。
⑥修学資金貸付事業	○介護福祉士修学資金において、適切な事務処理を行うとともに、事務の効率化を図る。 ○保育士修学資金において、適切な事務処理を行うとともに、事務の効率化を図る。
⑦その他事業	○チャレンジ介護について、より定着するための課題を整理し、事業の方向性を検討する。
(2) 研修事業	
①キャリアパス対応生涯研修課程（職務階層別研修）	○東京独自課程を含めた再編を行い、6課程体制のもとで各階層への受講者の増加を図る。
②キャリアパス構築等経営支援研修	○キャリアパス構築支援を軸に体系を再編し、受講者の増加を図る。
③キャリアパス促進のための研修基盤強化研修	○研修担当者研修、OJT研修、スーパーバイザー研修を継続するとともに新メニューを開拓する。
④テーマ別研修	○苦情解決担当者研修を継続するとともに、社会福祉法人改革等、タイムリーな研修を企画・実施する。

⑤委託研修	<p>○認知症介護研修について、28年度以降の規模倍増に円滑、的確に対応しつつ、今後の実施体制を東京都と協議する。</p> <p>○介護職員スキルアップ研修について、事業効果の評価を行い、今後の事業のあり方について東京都と協議する。</p> <p>○精神障害者地域移行体制整備支援事業について、事業効果の評価を行い、今後の事業のあり方について東京都と協議する。</p> <p>○事業所に対する育成支援事業について、28年度以降のキャリアパス支援事業、保育講師来園研修との統合を円滑、効果的に行い、小規模事業所への支援を強化する。</p> <p>○福祉職員定着促進研修について、事業所における人材確保と定着のための研修として確立する。</p>
<p>(3) 福祉人材総合支援事業</p> <p>①福祉人材対策推進機構の運営</p> <p>②福祉職場応援プロジェクト</p> <p>③福祉職場サポート業務研修・入門研修</p> <p>④福祉事業者の職場環境の整備</p> <p>⑤人材バンクシステム（仮称）</p>	<p>○都における福祉人材対策の課題（若者に対する普及啓発、多様な人材の活用、事業者の魅力ある働きやすい職場環境づくり等）や人材の確保・育成・定着のための具体策について検討するとともに、人材の掘り起こし、育成、定着を総合的に支援する。また、事業者支援コーディネーターを配置し、事業者の働きやすい職場環境の整備を支援するとともに、開拓専門員を配置し、福祉の魅力・やりがいをきめ細かく発信することにより、人材の掘り起こしを強化する。</p> <p>○大学キャリアセンター等と連携の上、一般大学の学生等を対象に有償インターンシップを実施し、福祉職場への就業意識を向上させる。</p> <p>○主婦や元気高齢者等を対象に、食事の配膳や清掃等のサポート業務や、福祉に関する基本的な知識に関する研修を実施し、福祉職場での多様な働き方を促進する。</p> <p>○事業者訪問等により相談助言を行うなど、事業者の魅力ある働きやすい職場環境づくりを促進する。</p> <p>○システムの構築に向け、福祉事業者の職場環境整備に関する取組みの見える化や情報発信の具体的な内容などについて検討をすすめ、離職者や求職者等にライフステージに応じた効果的な情報発信を行う。</p>
5 資格取得支援事業	○東社協に求められる今後の役割をふまえ、資格取得支援事業の事業実施の可否を検討する。
6 福利厚生事業	
(1) 従事者共済会	○退職共済金の安定・適正な資金運用・管理。
(2) 福利厚生センター東京事務局	○福祉人材の確保・定着支援に資するための会員拡大と効率的な運営。
7 東京ボランティア・市民活動センター	
(1) 多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体的な参加の促進、支援	
①ボランティア・市民活動相談、情報提供の実施	○相談事業から得たものを事業に反映させるしくみを検討する。また、相談員のみではなく、スタッフ全員での相談対応ができるよう、資質の向上を図る。 例) 当事者グループの支援、ネットワーク化などにつなげる。
②「ボラ市民ウェブ」による情報提供	○「ボラ市民ウェブ」による情報提供について、体制の整備をすすめながら、情報の収集から加工、提供のあり方を検討し、システム改善を含めた対応を図る。 ○ボランティア活動情報の拡充や区市町村ボランティア・市民活動センターとリンクした情報提供をめざす。
③ボランティア・市民活動情報誌「ネットワーク」の発行	○東京都の補助金により、各号7,000部発行している。継続して隔月発行する。 ○編集委員会の機能を高め、編集委員のより一層の協力が得られるよう工夫し、内容の充実とともに、効果的な配布先の検討を行う。
④『きすなづくり大賞』の運営	○今後の発展的展開について、そのすすめ方を運営委員会に提示する。
⑤都内大学ボランティアセンター等連絡会議	○連絡会議開催に向けた体制整備をすすめる。 ○ボランティアセンターを新たに設置している大学もある。ボランティア活動のすそ野を広げていくため、都内大学ボランティアセンターとのネットワーク化に取組んでいく。
⑥介護等体験事業の運営	○国の教員養成の必須科目であり、利用者も多く、福祉学習の視点を目標とした意義があり、引き続き実施していく。

⑦企業ボランティアの推進	○今後拡充すべき事業と位置づけており、継続して企業との連携など地道にすすめていく。 ○参加企業を増やすべく、事例の発信等の情報提供など積極的に行う。また、区市町村ボランティア・市民活動センターに事業をつなぎ、地域における企業ボランティアの広がりをめざす。
⑧ゴールドマン・サックス・ギブス・コミュニティ支援プログラム	○進学支援PTは4年、ひとり親PTは3年継続して実施する計画となっており、計画どおりの実行のため財源や事業の執行のあり方を協議する。 ○進学支援プロジェクトについて、児童部会、母子部会などとの連携をより一層すすめる。
(2) 一人ひとりのより良い生活と地域社会をめざしているボランティア、NPO等の市民活動の推進、支援	
①NPO法人取得相談の実施	○法務や税務に関するNPOからの相談対応は今後も一層必要であり、安定した相談体制をつくり、対応していく。NPO法人シーズからスタッフ派遣を受けて実施をすすめる。
②NPOガイダンスの実施	○NPOやボランティアグループで活動を希望する人に、わかりやすく参加しやすいガイダンスとなるよう継続して実施する。
③NPO運営講座、ガイダンスの実施	○NPO職員の対象者やニーズに合わせた講座となるよう、企画内容や講師を工夫して継続実施する。 ○法人運営入門講座、実務講座、法人設立ガイダンス、ききマネ講座、認定NPO法人取得ガイダンスを年間通して実施する。 ○NPO法人や社会福祉施設等と協働して開催する。
④福祉施設等ボランティアコーディネーター研修の開催	○福祉施設やNPOにおけるボランティアコーディネーターの必要性は高く、基礎研修、課題別研修を継続して実施する。
⑤ボランティア基金による助成の実施	○資金支援に関するしくみの見直しと体制づくりを整理する。 ○果実運用による助成金だが、年々配当金額が減少しており、不足分に関しては、原資を切り崩している。地域の活動における資金のニーズにあった助成を続けながらも今のしくみを持続可能な形に見直していく。
⑥民間助成金の情報提供・申請相談	○市民活動団体が助成金だけではなく、さまざまな財源を効果的に活用できるように申請から取得までの支援を総合的にすすめる。
(3) 幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進	
①ボランティアフォーラムの開催	○これからボランティア・市民活動を始めようという層に届くような企画を取り入れるなど、参加層と参加者数の拡大を図っていく。 ○地域のボランティアセンターと連携した企画、東京ボランティア・市民活動センターの他事業と連携した企画となるようすすめていく。 ○参加費収入や広告料などの拡大をめざし、今の財源により今後も継続する。
②テーマ別市民団体との協働	○要介護者を介護する家族団体・支援団体との協働、ならびに民間相談機関・団体との協働は継続してすすめる。 ○地域福祉担当に事業移管した食事サービスと移送サービスは、連絡会などとの連携を続けながらも役割等を整理する。
③災害ボランティア活動の推進	○アクションプラン推進会議の運営を通して、さまざまな団体とのネットワークづくりを行う。また、災害時要配慮者支援センターとの連携について検討する。 ○東京都の災害対策本部との連携策を視野に、推進会議のしくみづくりを行うとともに、各ブロックへのアプローチを促進する。
④災害からの復興支援に関する取組みの実施	○仮設住宅の供与終了など、広域避難者への支援策の変化に対応するとともに、避難者の声などを参考とした対応をすすめていく。 ○現状の避難状況から、引き続き支援をすすめる。
(4) 区市町村ボランティア・市民活動センター及び自治体と連携、協働した活動の推進	
①センター長会議、事務局連絡会議等の開催	○さらなる連携の強化のために、効果的な会議運営の工夫をすすめる。また、ブロックを超えた取組みなどを支援していく。





②区市町村ボランティア・市民活動センター実状調査の実施	○毎年実施するものであるが、調査項目の工夫や経年変化の分析などを行う。回答内容をデータ化し各センターで共有する。また、調査項目など固定化せずに必要な事項を行うなど、検討しながらすすめる。
③センターのあり方に関する検討	○28年度に検討会のまとめを行う。
④中間支援組織コーディネーター研修の実施	○地域社会の担い手の支援者向けの研修として、社会課題を解決するために多様な視点を受け入れ巻き込む力をつけることに合わせ、同じようなコーディネーターの力を持つ市民を見つけ育てていく役割を果たせるような研修づくりをめざしていく。
⑤全国団体、広域組織等との連携・協働	○ボランティアの啓発活動などで広域の取組みは必要な場合があり、今後も協働して事業をすすめる。
(5) 東京ボランティア・市民活動センター (TVAC) の組織、運営の強化	
①運営委員会・常任委員会の開催	○ボランティア・市民活動センターの事業のあり方や方向性を議論するために不可欠な委員会であり、限られた回数、時間の中で効率的な議論ができるよう運営方法を工夫していく。
8 東京善意銀行	○寄附の増に向けた取組みや寄附管理システムの見直しをすすめ、安定的な運営に向けた検討を行う。 ○関連部署（東京ボランティア・市民活動センター等）との連携を検討する。 ○効果的・効率的な寄附配分について検討をすすめる。

### (3) ネットワークの構築と協働

事業名	中期事業目標
1 ネットワークの拡大と構築	
(1) 会員の拡大と多様な会員活動の充実	○引き続き会員の拡大に努めるとともに、ネットワーク間の協働を推進する。
(2) さまざまな機関・団体等とのネットワークの構築	○中期計画における重点目標をはじめとする横断的な課題の解決を図るため、さまざまな機関・団体等との協働を推進する。
(3) 東京都共同募金会との連携及び歳末たすけあい運動の促進	○共同募金運動が28年度に70周年を迎えることを機に、東京都共同募金会と連携し、地域で集め、活用、周知のサイクルの一層の推進、新たな手法等の導入をすすめる。また、新たな課題に対応した取組みをすすめる。また、災害支援が必要な際には必要な連携を行う。
(4) 全社協、関東ブロック社協等との連携	○全国レベルの課題に対応するとともに、関東ブロック圏内で災害が発生した場合には、関東ブロック社協等と連携した取組みを行う。
2 分野別、課題別、テーマ別の活動の推進	
(1) 施設部会連絡会	○①社会福祉法人制度改革への対応、②人材確保育成、③社会貢献事業、④大規模災害への対応について各部会と情報共有に努めながら取組みをすすめる。
(2) 障害者福祉連絡会	○障害者福祉の向上をめざし、関係部会で共通する課題への取組みをすすめ、発信することをめざす。
(3) 児童・女性福祉連絡会	○児童・女性福祉の向上をめざし、関係部会で共通する課題への取組みをすすめ、発信することをめざす。
(4) 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進	○多くの社会福祉法人が参加できるしくみづくりを推進する。28年度から広域連携事業を開始し、早期に事業運営が安定的な軌道に乗ることを支援する。
(5) 東京都における災害福祉広域支援事業の推進	○「東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築推進会議」を設置し、東京における地域の実情に応じたしくみを構築する。
(6) 多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進事業	○地域包括ケア構築に向けて東京都・NPOと連携し、区市町村社協等に働きかけ多様な主体の基盤強化をすすめる。

3 業種別部会の活動推進	
(1) 区市町村社会福祉協議会部会	P48(4) 地域の取組みの支援と普及、1 区市町村社会福祉協議会との協働、(1) 区市町村社協部会に掲載。
(2) 高齢関係部会 (東京都高齢者福祉施設協議会・居宅事業者連絡会)	○①社会福祉法人制度改革への対応、②人材確保育成、③社会貢献事業、④大規模災害への対応について他部会との情報共有に努めながら取組みをすすめる。
(3) 児童・障害関係部会 (医療・更生福祉・救護・身体障害者福祉・知的発達障害・障害児福祉・保育・児童・乳児・母子福祉・婦人保護・精神)	○①社会福祉法人制度改革への対応、②人材確保育成、③社会貢献事業、④大規模災害への対応について他部会との情報共有に努めながら取組みをすすめる。
(4) 社会福祉法人協議会	○①社会福祉法人制度改革への対応、②人材確保育成、③社会貢献事業、④大規模災害への対応について他部会との情報共有に努めながら取組みをすすめる。
(5) 更生保護部会	○情報交換の場づくり、5団体のニーズをふまえた活動づくりをすすめる。
(6) 在宅福祉サービス部会	○住民参加型在宅福祉サービスのネットワークとして組織・活動のあり方を見直し、活動を重点化する。
(7) 民間助成団体部会	○民間助成団体のネットワークを活かし、助成金を求める団体や実際に受けている団体がつながる機会をつくりながら効果的な助成事業についてともに考えていく。
4 東京都民生児童委員連合会	
(1) 受託研修	○29年度の民生委員制度創設100周年を見据え、①これまでの歩みをふり振り返り、②これからも地域を支える一人として生き生きと活動が続けられ、③やりがいや喜びを仲間と分かち合い協力し合える民児協づくりをめざした研修を実施する。 ○経験（在任）年数をふまえ、新任・中堅・会長・副会長等それぞれの役割に応じた体系的な研修を意識する。
(2) 自主研修	○各地区の民児協が、内外から信頼され地域とともに成長できるような組織となるよう支援する。 ○都民連部会活動において、事項ごとに地域実情を適切に把握し、地元の民生児童委員活動の向上に資することができるように心がける。 ○地元部会の代表として、次代の民児協リーダー養成を意識した運営手法を学ぶ機会とする。
(3) 都大会	○民生児童委員代表者が一堂に会し、委員としての使命の認識を新たに活動の振興を図るとともに、功績が顕著な委員等の表彰を行うことで、民生委員制度のますますの発展と東京都の福祉増進をめざす。 ○次年度の民生委員活動の指針となる大会宣言は、社会状況はもとより地域の様子や民生委員自身を取り巻く環境を十分に吟味し、起草する。
(4) 指定民児協・広報活動	○中期計画の「次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と幅広い参加の促進」における「活動環境の整備」や区市町村社協と連携した小地域福祉活動の推進をふまえ、班活動の定着に向けた班編成の推進を図る。 ○（28年度は未実施となる）チャリティーコンサートの29年度以降の再開を見据え、今後の方向性を検討する。
(5) 普及・啓発	○中期計画における「次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と幅広い参加の促進」を見据え、100年の歴史とともに民生委員の存在や役割を地域住民のみならず関係機関職員にも知っていただくための工夫、改善を重ねる。
(6) 連合会事業・協力事業	○東日本大震災子ども応援募金については、平成28年度の一斉改選期（11月末日）まで取組み、その後は一時休止することとする。 ○民生・児童委員協力員事業の方向性を検討し、東京都と協議しながら一定の結論を得る。
(7) 企画運営・連絡調整	○都内1万人の委員が、一斉改選前後を通じて等しく快く100周年を迎えられるような機運醸成のための取組みを推進する。 ○中期計画における「次世代等の新たな層への福祉・市民活動への理解と幅広い参加の促進」を見据え、100年の歴史とともに民生委員の存在や役割を地域住民のみならず関係機関職員にも知っていただくための工夫、改善を重ねる。



(4) 地域の取組みの支援と普及

事業名	中期事業目標
1 区市町村社会福祉協議会との協働	
(1) 区市町村社協部会	○制度動向等をふまえた区市町村社協の取組みを共有するとともに、今後の区市町村社協の活動方針を検討し、各区市町村社協の活動の充実を支援する。 ○都内社協職員連絡会について、平成30年度に向けて組織・活動内容の見直しを図り、活動の強化充実を図る。
(2) 区市町村社協との協働	○地区社協・地域福祉コーディネーターの設置促進を推進する。 ○区市町村における社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動の推進を支援する。 ○改正介護保険、生活困窮者自立支援法、社会福祉法人改革等の動向をふまえた社協の取組みを推進する。
(3) 区市町村社協研修	○体系的な研修の実施により、社協職員の地域福祉推進を図るため必要な専門性の向上を図る。
2 民生児童委員との連携	○区市町村社協による地域福祉活動ならびに東社協における地域福祉推進のための事業において民生児童委員との連携をすすめる。 ○区市町村社協における小地域福祉活動と民生児童委員の班活動等との連携を推進する。

(5) 情報発信と提言

事業名	中期事業目標
1 調査研究	○中期計画の重点目標を中心に複数のネットワークが協働して課題を解決していくために必要となる実態把握調査を必要に応じて実施していく。 例) 首都圏の災害に備えた「福祉避難所に関する区市町村の取組み状況に関するアンケート調査」などを通じた東京固有の課題の把握 など
2 福祉広報	○情報発信のターゲットを明確にし、企画内容、コンセプト、新たな情報ツールが開発されている中での他の媒体との役割分担を改めて見直す。 ○「地域」と「福祉のしごと」を重点テーマとし、福祉広報を二次利用した区市町村社協や福祉事業者と連携した情報発信のしくみを構築する。
3 東社協ホームページ	○東社協の情報を発信するだけでなく、地域における取組を紹介する機能を強化するとともに、さらに地域における情報発信の促進を支援するツールとして活用していく。
4 出版事業	○「必要とされる情報の発信」と「自主財源の醸成」をテーマに出版事業を発展させる。 ○自主財源の造成につなげる方法を構築して、収益の拡大をめざす。
5 戦略的広報事業	○『平成28～30年度 東社協中期計画』の重点目標を達成するため、「福祉のしごと」と「地域の課題への気づき」をテーマとし、東社協で把握する福祉課題と実践に関する情報発信を戦略的に行う。 ○東社協による情報発信だけでなく、地域における福祉課題と実践方策の情報発信を活性化させ、都民の福祉への理解と参加の促進を図る。
6 東京都社会福祉大会	○功績者を幅広く表彰していくための推薦依頼先の拡大をすすめる。
7 地域福祉推進委員会	○委員会組織、提言プロセスの見直しを図り、平成29年度から新たな体制での提言活動の推進を図る。

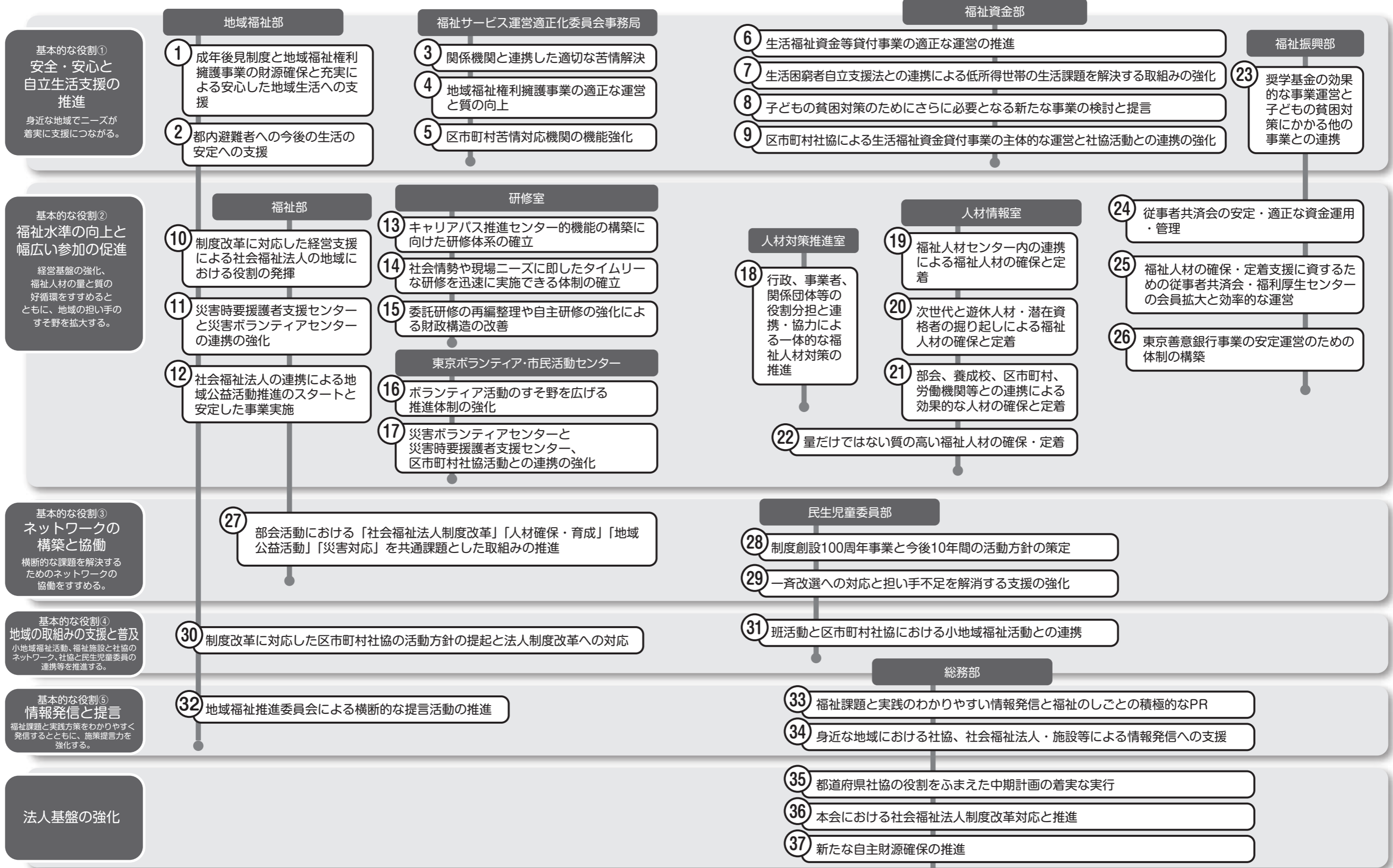
(6) 法人基盤の強化

事業名	中期事業目標
1 法人運営の強化	
(1) 役員会	○評議員の選考方法など、社会福祉法人改革による変更を着実にすすめる。
(2) 会計監査の実施	○社会福祉法人制度改革をふまえた会計監査人による期中期末監査に向けた取組みをすすめる。 ○会計監査人監査報告書による指摘事項を法人運営基盤の強化につながるよう内部統制の強化を推進しつつ具体的な改善の取組みを行う。
(3) 会員組織の強化	○会員制度や会費の課題を整理し、必要な取組みに向けた準備を行う。
(4) 総合企画委員会	○社会福祉法人制度改革の実現に向けた支援の検討や、新たな中期計画の着実な実現に向けた進行管理を行う。
(5) 平成28～30年度 東社協中期計画の進行管理と推進評価	○東社協に求められる基本的な役割を着実に実行する。 ○東社協らしい事業を展開できるための組織基盤の確立と職員の育成（他団体との研修交流を含む）を強化する。
(6) 福祉基金	○事業目的に応じた基金の造成を推進するとともに、基金の果実を東社協の役割をふまえた事業の安定した運営と充実に充当する。
2 事務局運営・経営改善の強化	
(1) 職員採用・育成	○財源状況をふまえつつ、継続して安定した事業運営に資する。 ○東社協の役割を果たしていくために必要となる職員育成を強化する。
(2) 事務局内の総合調整機能の強化	○経営改善の取組みを進める対象期間を平成28～33年度の6年間とし、前期3年間の目標として、①「東社協の基本的な役割」を指標とした事業評価サイクルの確立による事業の再構築、②財源充當を明確にした予算配分機能の確立、③部室の経営力構築に基づく総合調整の強化を重点的にすすめる。

部室の中期事業目標の協働関係は、次のようになります。

# 図 部室の中期事業目標の協働関係

東社協の「5つの基本的な役割」の中期目標をふまえ、部室の中期事業目標が相互に連携していくことをめざします。



**基本的な役割①  
安全・安心と  
自立生活支援の  
推進**  
身近な地域でニーズが  
着実に支援につながる。

**基本的な役割②  
福祉水準の向上と  
幅広い参加の促進**  
経営基盤の強化、  
福祉人材の量と質の  
好循環をすすめること  
ともに、地域の担い手の  
すそ野を拡大する。

**基本的な役割③  
ネットワークの  
構築と協働**  
横断的な課題を解決する  
ためのネットワークの  
協働をすすめる。

**基本的な役割④  
地域の取組みの支援と普及**  
小地域福祉活動、福祉施設と社協の  
ネットワーク、社協と民生児童委員の  
連携等を推進する。

**基本的な役割⑤  
情報発信と提言**  
福祉課題と実践方策をわかりやすく  
発信するとともに、施策提言力を  
強化する。

**法人基盤の強化**



**V**

---

**計画の推進**

---





# 1 計画の推進方針

計画を着実に実行するにあたっては、以下のような視点で具体的な取組みを実行していくこととします。

## 推進方策1 中期計画の各地域における具体化の推進

めざすべき地域社会の実現に向けて、中期計画における取組みが各地域において具体的に活かされていくことをめざします。

そのために、社協部会で検討する「区市町村社協活動方針」において中期計画をふまえた具体的な取組みを提起するほか、重点目標に基づく取組みにあたっては地域における具体的な取組みを積極的に提案することをめざします。

なお、その際、23区・多摩・島嶼のような地域の特性をふまえた具体化を検討します。

## 推進方策2 多様な主体や関係機関との連携による解決の推進

東社協だけでは解決できない課題については、多様な主体や関係機関との連携による解決をめざします。

平成28年度からの中期計画の重点目標においては、特に教育機関との連携により具体的な取組みをすすめていきます。

## 推進方策3 東社協らしい役割の発揮

東社協の「5つの基本的な役割」を指標とし、真に求められる役割に照らした優先順位を付けつつ、それぞれの事業が東社協らしい役割を発揮して目標を実現できることをめざします。

また、これらの取組みを通じて、「東社協らしさ」が何かをより明確にしていきます。

## 推進方策4 経営改善の推進

東社協が将来に向けて安定的に求められる役割を果たすことができるよう、引き続き経営改善の推進に取り組めます。

# 2 目標の達成に向けた推進方策

「重点目標」「部室の中期事業目標」「全ての事業の中期事業目標」について、各年度の事業計画・予算を中期の目標を達成できるものとして策定していくとともに、各年度の事業評価を通じて必要な見直しを行っていきます。

# 3 取組みと成果の可視化

中期計画に基づく取組みと成果をホームページをはじめとした媒体や広く情報発信するとともに、地域における取組みにつながるための可視化と共有をすすめます。

# 4 計画の推進体制

- (1) 東社協総合企画委員会において、計画の進捗状況を確認・評価しながら計画を推進します。
- (2) 局内に「中期計画推進会議」を設置し、以下の役割を担いながら中期計画の実行を進行管理するとともに、中期計画をすすめながらも対応していかなければならない課題について対応をすすめます。
  - ① 重点目標の着実な達成の進行管理と推進評価
  - ② 部室の中期目標相互が連携していくための実行計画等の検討
  - ③ 部室ならびに全事業に設定した中期目標に基づく事業評価等のあり方の検討
  - ④ 経営改善の推進評価



平成28～30年度

# 東社協 中期計画

—協働を進め、地域の課題解決力を高める—



発行：平成28年3月



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

電話 03(3268)7171 FAX 03(3268)7433

<http://www.tcsw.tvac.or.jp>

本書は社会福祉法人東京都共同募金会の配分金により作成しました。